

小平市第三期地域保健福祉計画

小平市障がい者福祉計画

平成20年3月

小 平 市

小平市第三期地域保健福祉計画

小平市障がい者福祉計画



の策定にあたって

今日、日本の人口は少子高齢化の進行の中で、総人口が減少する「人口減少社会」に入ったといわれていますが、小平市の人口は今のところ緩やかな増加傾向を維持しています。しかし、生産年齢人口（15～64歳）の減少や高齢者人口（65歳以上）の増加に伴う、高齢化率の上昇が続いています。こうした状況の中いつまでも安心して暮らせる地域社会を構築することが重要となります。

市では、平成15年(2003年)3月に、高齢者保健福祉分野、障害者福祉分野、児童育成分野を含む福祉関連の総合計画として「小平市新地域保健福祉計画」を策定しました。その後、これらの分野に関連する法律の制定や計画期間の終了に伴い、「小平市次世代育成支援行動計画」、「小平市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」、「小平市障害福祉計画」を順次策定してきました。今回、「小平市新地域保健福祉計画」の計画期間が終了したことから、新たに、「小平市第三期地域保健福祉計画」と「小平市障がい者福祉計画」を策定いたしました。

「小平市第三期地域保健福祉計画」は、高齢者、障がい者、児童など対象別計画に共通する福祉施策や市民全体を対象とした福祉施策、民間事業者、NPOや地域の人々を担い手とする福祉活動などについて、地域福祉という視点から計画を策定いたしました。

平成19年(2007年)3月には、障害者自立支援法の施行を受けて「第一期小平市障害福祉計画」を策定いたしました。今回策定する「小平市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第9条に基づく計画で「小平市第三期地域保健福祉計画」や「小平市障害福祉計画」との調和を保ち、障がいの有無に関わらず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指し、福祉、医療・保健、教育、雇用、情報・コミュニケーションなど生活全般の領域に関わる障がい者施策の基本計画として策定いたしました。

「小平市第三期地域保健福祉計画」及び「小平市障がい者福祉計画」は、学識経験者、公募市民、各種団体や当事者参加による検討委員会での検討、アンケート調査、市民懇談会やパブリックコメントなどによる市民意見の聴取を経て策定いたしました。

検討委員や意見を寄せられた市民、各種団体の皆さんのご協力に感謝とともに、今後、行政と市民のいっそうの協力により、これらの計画の円滑な実施と目標の実現を図りたいと考えております。

平成20年(2008年)3月

小平市長 小林正則

総　　目　　次

小平市第三期地域保健福祉計画

| | |
|----------------------|----|
| 第1部 総論 | 1 |
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 第2章 計画策定の背景 | 7 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 10 |
| 第4章 現状と課題 | 14 |
| 第2部 施策の方向性・推進体制 | 32 |
| 第1章 情報提供及び相談支援体制の充実 | 32 |
| 第2章 保健福祉サービスの充実 | 34 |
| 第3章 福祉のまちづくりと社会参加の促進 | 41 |
| 第4章 福祉学習と福祉人材の育成 | 43 |
| 第5章 地域による福祉活動の促進 | 46 |
| 第6章 計画推進体制の整備 | 49 |

小平市障がい者福祉計画

| | |
|-----------------------|-----|
| 第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方 | 53 |
| 第2章 障がい者の現状 | 59 |
| 第3章 基本理念、施策の体系 | 76 |
| 第4章 重点的に取り組むべき課題 | 82 |
| 第5章 施策の方向と展開 | 85 |
| 第6章 計画の推進に向けて | 118 |

資料編

- 小平市地域保健福祉計画検討委員会設置要綱、委員名簿、検討経過など
- 小平市障害者福祉計画検討委員会設置要綱、委員名簿、検討経過など
- 小平市地域保健福祉計画及び小平市障害者福祉計画策定調整会議設置要領、委員名簿、検討経過など

小平市第三期地域保健福祉計画

平成20年3月

小 平 市

目 次

小平市第三期地域保健福祉計画

第1部 総論

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定にあたって | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の期間 | 5 |
| 4 小平市の推計人口 | 6 |
| 第2章 計画策定の背景 | 7 |
| 1 地域福祉の出発と社会福祉事業法 | 7 |
| 2 社会福祉基礎構造改革と社会福祉法 | 7 |
| 3 高齢者福祉と介護保険制度の動向 | 7 |
| 4 児童福祉と少子化対策の動向 | 8 |
| 5 障がい者福祉と障害者自立支援法の動向 | 8 |
| 6 健康づくりと保健・医療制度の動向 | 9 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 10 |
| 1 計画策定の目的 | 10 |
| 2 将来自目標 | 11 |
| 3 基本目標 | 11 |
| 第4章 現状と課題 | 14 |
| 1 情報提供及び相談支援体制の状況 | 14 |
| 2 保健福祉サービスの状況 | 16 |
| 3 福祉のまちづくりと社会参加の状況 | 24 |
| 4 福祉学習と福祉人材の育成の状況 | 26 |
| 5 地域による福祉活動の状況 | 29 |

第2部 施策の方向性・推進体制

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 情報提供及び相談支援体制の充実 | 32 |
| 1 利用者への情報提供体制の充実 | 32 |
| 2 相談支援体制の充実 | 33 |
| 第2章 保健福祉サービスの充実 | 34 |
| 1 サービスの質の向上と権利擁護体制の充実 | 34 |
| 2 福祉施策の充実 | 35 |
| 3 保健・医療の充実 | 39 |
| 第3章 福祉のまちづくりと社会参加の促進 | 41 |
| 1 福祉のまちづくり | 41 |
| 2 高齢者・障がい者などの社会参加と交流 | 42 |
| 第4章 福祉学習と福祉人材の育成 | 43 |
| 1 福祉学習の推進 | 43 |
| 2 ボランティア活動の促進 | 44 |
| 3 福祉人材の育成 | 45 |
| 第5章 地域による福祉活動の促進 | 46 |
| 1 地域による福祉活動の促進 | 46 |
| 2 災害時要援護者への支援 | 47 |
| 3 地域の生活課題を解決できる地域社会づくり | 48 |
| 第6章 計画推進体制の整備 | 49 |
| 1 市民と行政の連携・協働による推進 | 49 |
| 2 行政と関係機関の連携強化 | 50 |
| 3 計画の進行管理と評価 | 51 |

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定にあたって

(1) 今回の計画に至るまでの小平市の経過

小平市は、平成5年(1993年)6月に「小平市地域保健福祉計画」を策定しました。この計画は高齢者、障がい者、児童を含めた総合的な保健福祉サービスの体系と方向性を示す10年間の計画であり、平成14年度(2002年度)まで各種の保健・福祉施策の推進を図りました。

この間、国は平成12年(2000年)4月から介護保険制度を実施するとともに、同年6月に社会福祉事業法を「社会福祉法」に改正し(注)、少子高齢化時代に対応した社会福祉の基礎構造の抜本的な改革に着手しました。

このような中で、市は平成15年(2003年)3月に計画期間が平成15年度(2003年度)から19年度(2007年度)までの5年間となる「小平市新地域保健福祉計画」を策定しました。この計画は「高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」、「障害者福祉計画」、「児童育成計画」を含む福祉関係の総合計画として地域保健福祉を推進してきました。

(2) 関連する計画の策定

「小平市新地域保健福祉計画」の策定後、平成15年(2003年)7月に制定された国の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市は平成17年(2005年)3月に平成17年度(2005年度)から平成21年度(2009年度)までの計画期間を5年間とする「小平市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

また、市は平成18年(2006年)3月に市の大きな方向性を示す基本構想として、平成18年度(2006年度)から32年度(2020年度)までの計画期間を15年間とする「小平市第三次長期総合計画」を策定しました。

「高齢者保健福祉計画」と「第2期介護保険事業計画」については、平成17年度(2005年度)に計画期間が終了したため、平成18年(2006年)3月に計画期間が平成18年度(2006年度)から20年度(2008年度)までの3年間とする「小平市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定しました。

障がい者分野については、平成18年(2006年)4月の「障害者自立支援法」の施行により、平成18年度中(2006年度中)に各市町村は「障害福祉計画」を策定することとされたため、平成19年(2007年)3月に平成18年度(2006年度)から20年度(2008年度)までの計画期間を3年間とする「小平市障害福祉計画(第一期)」を策定しました。

これらの各種計画の策定の背景には、国における社会福祉制度をはじめとした様々な分野における改革の進展があるほか、小平市を取り巻く環境の変化があります。

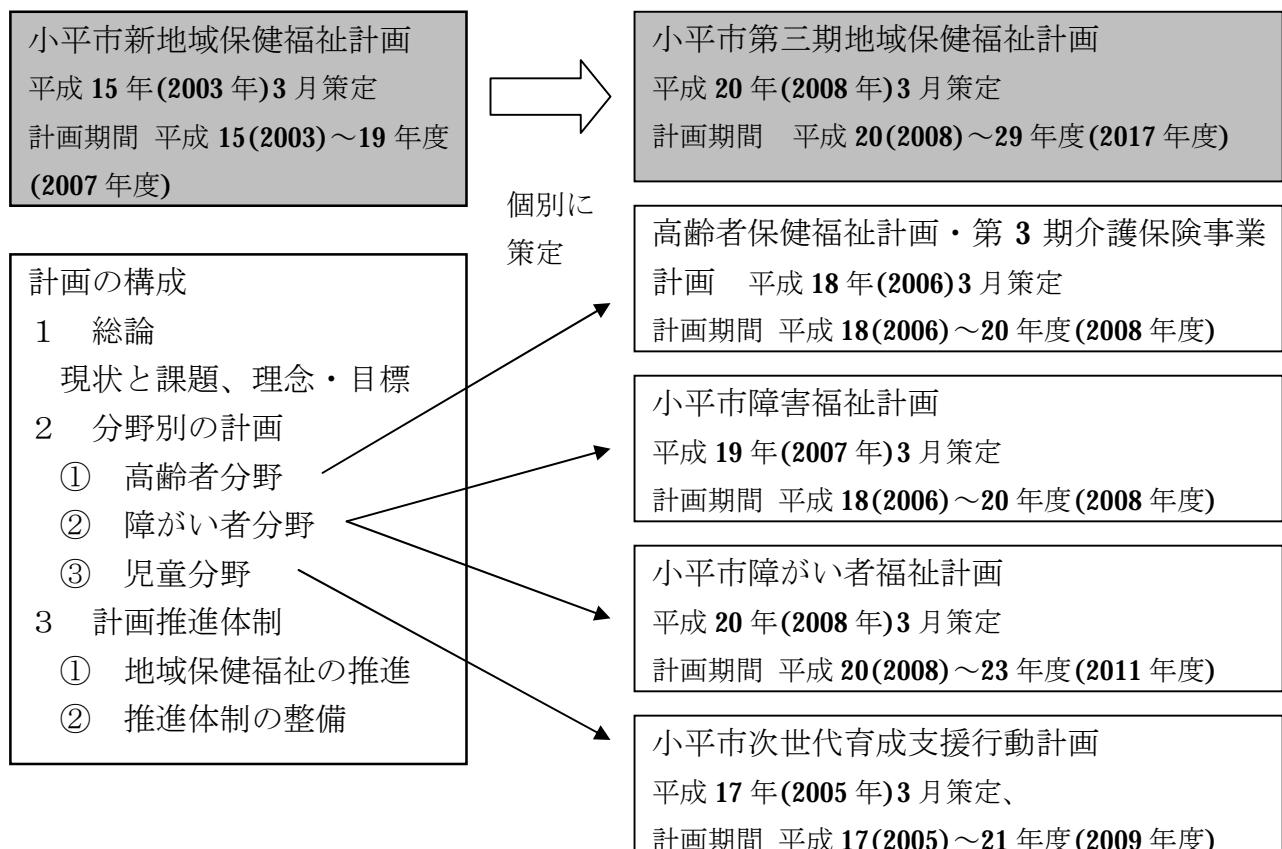
●(注) 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」

日本の社会福祉に関する共通基礎概念を定めた法律で、昭和26年(1951年)に制定された「社会福祉事業法」を改正し、名称も「社会福祉法」と変えたもので、これまでの行政による「措置制度」から、利用者と事業者が対等な関係に立ち、福祉サービスを選択できる仕組みを基本としたものです。

(3) 小平市地域保健福祉計画の性格の変化

「小平市新地域保健福祉計画」の策定（平成15年(2003年)3月）以後、「小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「小平市次世代育成支援行動計画」、「小平市障害福祉計画」がそれぞれの根拠法に基づき独自の個別計画として策定されました。平成18年度(2006年度)には、「小平市障がい福祉計画」も障害者基本計画に基づく計画として策定されています。

このように、高齢・障がい・児童等の対象者別計画がそれぞれ策定されたので、「小平市新地域保健福祉計画」（平成15年度(2003年度)～19年度(2007年度)）の後継となる「小平市第三期地域保健福祉計画」は、上記の対象者別の個別計画と内容的には深く関連しつつも、形式的にはこれらの対象者別計画を含まない個別計画（地域福祉計画）として策定するものです。



(4) 計画策定の体制

市は「小平市新地域保健福祉計画」に続く新たな計画の策定に向けて、平成19年(2007年)7月に市民及び有識者などで構成する「小平市地域保健福祉計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置しました。検討委員会では、小平市における地域福祉の現状及び課題についての意見交換を進めるとともに、今後10年間の、小平市の地域福祉に関する将来目標を示した「小平市第三期地域保健福祉計画」の案を検討しました。

「小平市地域保健福祉計画」の案は、検討委員会で取りまとめられた後、市民からの意見を聴取することでよりよい計画とするため、平成19年(2007年)12月に市民懇談会の開催及びパブリックコメントを実施し、その結果24件の意見が寄せられました。市は寄せられた意見を参考にした上で、この「小平市第三期地域保健福祉計画」を策定しました。

一方、策定にあたっては、市役所の関係部局の担当者で構成する「小平市地域保健福祉

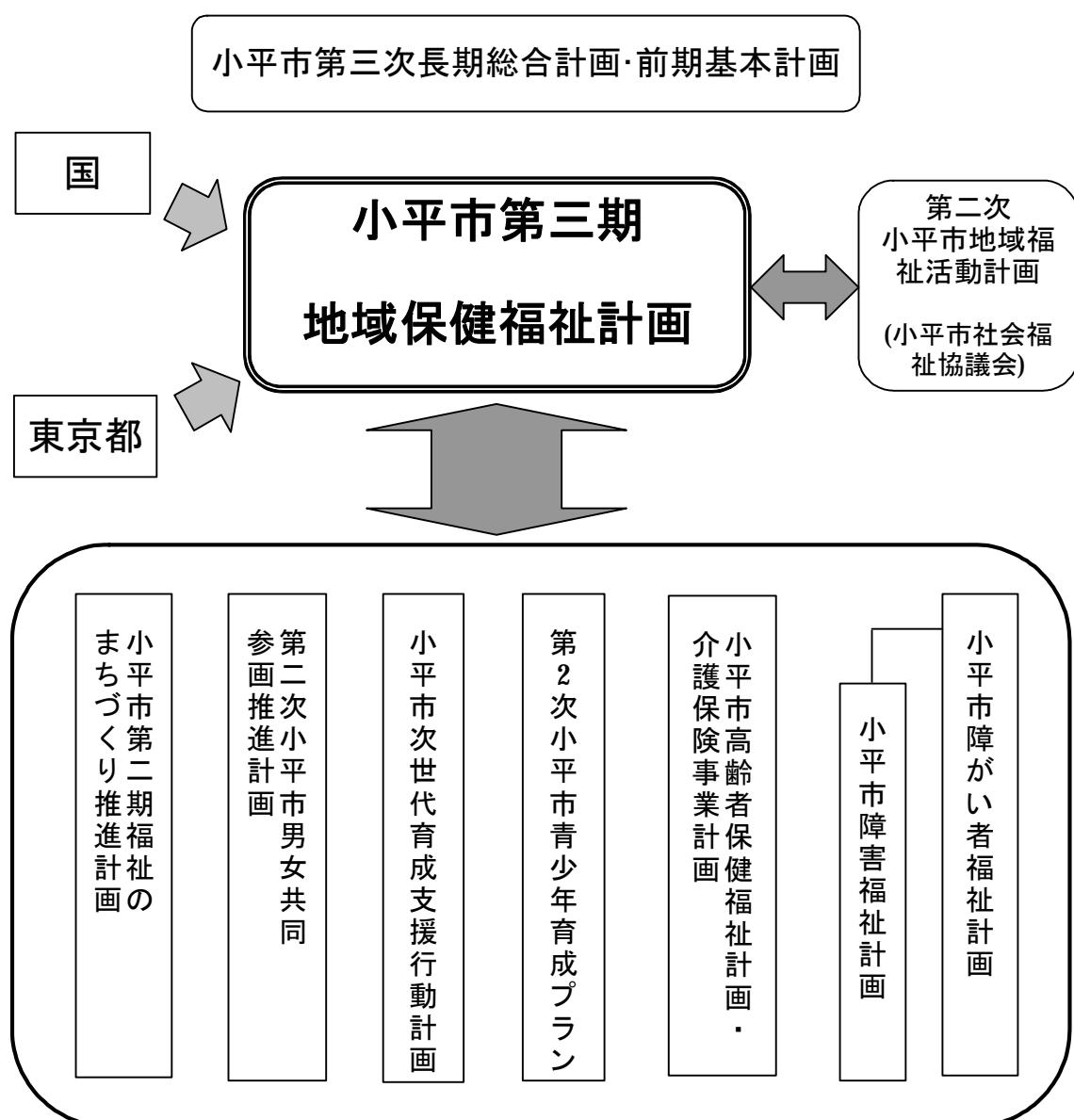
計画及び小平市障害者福祉計画策定調整会議」を設置し、検討委員会の議論の参考となる資料の準備及び計画素案の作成などを行いました。また、市がこの会議において、関係部局が一体として「小平市第三期地域保健福祉計画」の施策の推進に取り組むことが確認されました。

2 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法に基づく地域福祉計画

この計画は、小平市が地域福祉を推進するための基本計画であり、「小平市第三次長期総合計画」の部門別計画として位置づけられます。したがって、この計画に位置づけられた事業は、「小平市第三次長期総合計画」において体系化された施策との整合性を図るとともに、各年度の予算に反映させて実現に努めます。

なお、この計画は社会福祉法第 107 条（次頁参照）に基づく「市町村地域福祉計画」となります。



(2) 関連する分野の計画との関係

この計画は、少子・高齢社会において、高齢者、障がい者、児童、子育て家庭及び低所得者など生活に困難性を有する市民が地域生活を送るうえで、必要な関連分野の施策（保健、医療、教育、住宅・まちづくりなど）を地域福祉の推進という視点で統合し、総合的な地域福祉の施策体系をつくるものです。

それゆえ、次の関連する分野の計画との整合性を有するものとして策定されるとともに、これらの計画と連携しつつ推進するものです。

| 分野 | 計画名 | 根拠法・条例 |
|----------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 高齢者 | 「小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 | 老人福祉法（第20条の8） 介護保険法（第117条） |
| 障がい者 | 「小平市障がい者福祉計画」 | 障害者基本法（第9条） |
| | 「小平市障害福祉計画」 | 障害者自立支援法（第88条） |
| 児童 | 「小平市次世代育成支援行動計画」 | 次世代育成支援対策推進法（第8条） |
| | 「第2次小平市青少年育成プラン」 | — |
| 男女共同参画 | 「第二次小平市男女共同参画推進計画」 | 男女共同参画社会基本法（第14条） |
| 福祉のまちづくり | 「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」 | 小平市福祉のまちづくり条例 |
| 市民活動 | 小平市社会福祉協議会による 「第二次小平市地域福祉活動計画」 | — |

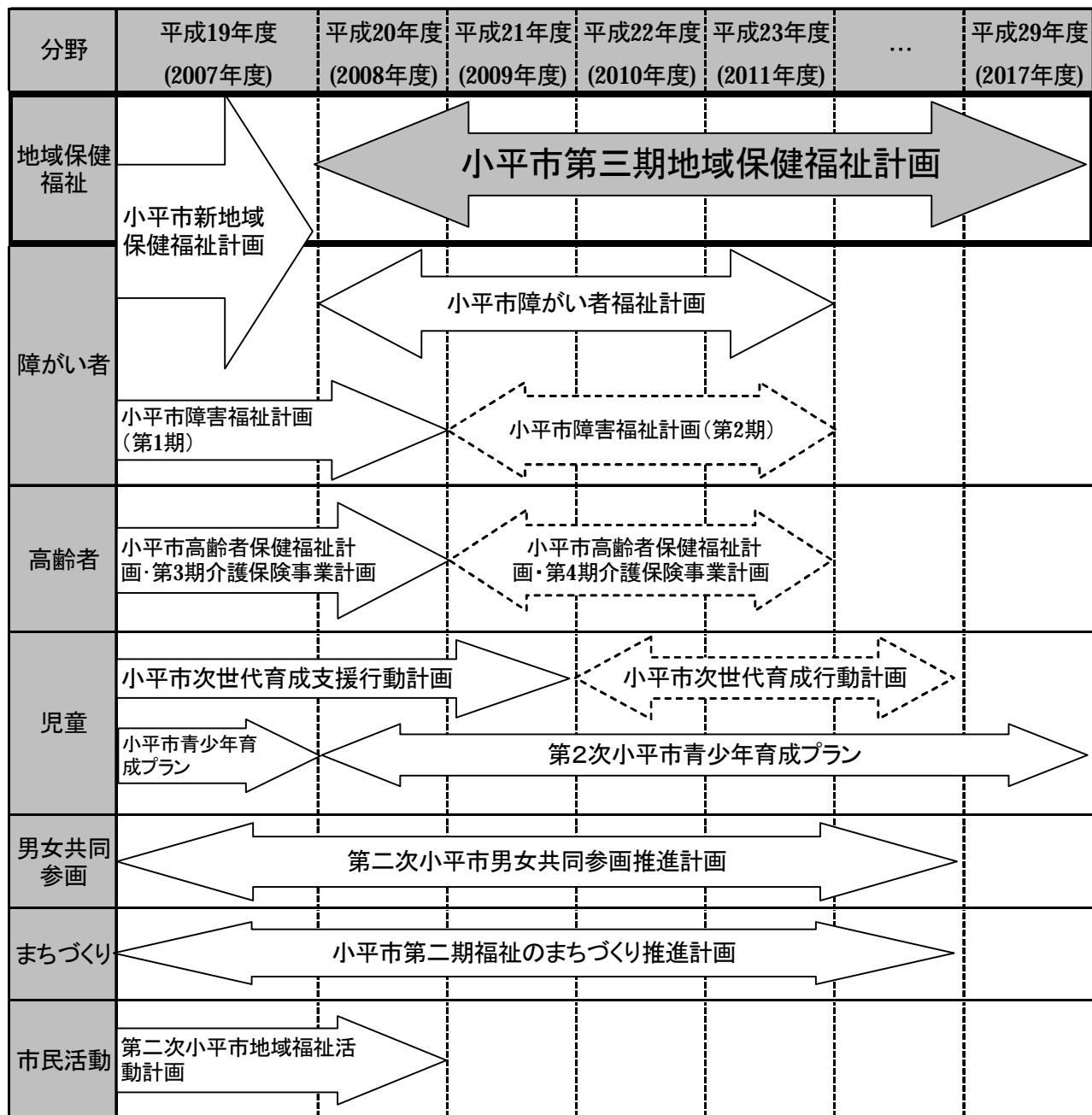
【社会福祉法第107条】市町村地域福祉計画

「市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 20 年度(2008 年度)から平成 29 年度(2017 年度)までの 10 年間とします。



4 小平市の推計人口

(1) 総人口の推移

小平市の総人口の推移を見ると、平成7年（1995年）の172,946人（国勢調査）から緩やかに上昇し、平成12年（2000年）に178,623人（国勢調査）となり、平成20年（2008年）1月1日現在の総人口は182,751人となっています。今後も総人口は緩やかに上昇するものと思われます

(2) 年齢別人口の推移

平成20年（2008年）1月1日現在の65歳以上の人囗は34,321人で、総人口に対する65歳以上人口の比率（高齢化率）は18.8%となっています。高齢化率の推移を見ると、平成7年（1995年）が11.2%、平成12年（2000年）が14.4%となっており、今後、「小平市第三次長期総合計画」に基づく予測では、平成29年（2017年）に総人口に対する高齢化率は、21%を超えると予測しています。

第2章 計画策定の背景

1 地域福祉の出発と社会福祉事業法

日本の地域福祉は、第二次世界大戦での敗戦の中から、国民全体が貧困にあえいでいる中で出発しました。昭和21年(1946年)～25年(1950年)の間に生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法が制定され、また、共同募金が開始されました。こうした動きを受けて、昭和26年に社会福祉事業法が施行されました。この施行に伴い、社会福祉への市民参加組織として社会福祉協議会が創設されました。これ以後、社会福祉事業法の下で、小平市社会福祉協議会が中心となって社会福祉事業の組織化と住民参加の促進が進められました。

2 社会福祉基礎構造改革と社会福祉法

少子高齢化・生産年齢人口の減少という大きな人口構造の変化に対応するため、社会福祉の分野では、「社会福祉基礎構造改革」と言われる一連の改革が進行し、それまでの行政がサービスを決定する「措置」制度から、利用者が事業者の提供するサービスを選択し、契約して利用するという「契約」制度への転換が図られました。こうした動きを法的に示したもののが平成12年(2000年)6月、社会福祉事業法等の改正（「社会福祉法」への名称変更を含む）と身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法等の改正です。

こうした社会福祉基礎構造改革によって、法的には利用者自身が自由にサービスを選択できるようになりました。しかし、実際に、利用者が適切にサービスを選択することができるためには、契約制度を支える仕組みが必要になります。そのため、情報公開、福祉サービス第三者評価事業、苦情解決、成年後見制度の活用、地域福祉権利擁護事業など、契約制度を側面から支えて人権を擁護するシステムが動き出しました。

3 高齢者福祉と介護保険制度の動向

社会福祉基礎構造改革の第一歩として位置づけられるものが、介護保険制度です。高齢者介護を支える介護保険制度は平成12年(2000年)4月に開始され、これまで数回にわたる制度改革が行われてきました。平成18年(2006年)4月(施設給付の見直しは平成17年(2005年)10月)に施行された改正介護保険法では、明るく活力ある超高齢社会の構築、制度の持続可能性、社会保障の総合化という基本的視点に基づいて、介護保険制度の具体的な内容が以下のように大きく変わりました。

第一に、要介護状態などの軽減・悪化防止に効果的な軽度者を対象とする新たな「予防給付」が創設され、また、市町村を責任主体として、介護予防事業、包括的支援事業などを実施する「地域支援事業」が創設されました。こうした形で予防重視型システムへの転換が図られました。

第二に、高齢者の身近な地域で柔軟なサービス提供が可能となる「地域密着型サービス」が創設されました。また、市町村を責任主体に、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、「地域包括支援センター」が創設されるなど、地域でのケア体制を充

実する新たなサービス体系が確立されました。

第三に、市町村の保険者機能の強化、要介護認定の見直し、保険料の見直し、介護保険事業計画の見直し（三年を一期にする）などが行われました。

第四に、介護保険施設の居住費用や食費が保険給付の対象外になる（ただし、低所得者については負担軽減を図る補足的給付が創設されました）など利用者負担の見直しが行われました。

第五に、介護支援専門員の資格と業務の見直し、事業者・施設の指定の見直し、情報開示の標準化などがサービスの質の確保・向上のために行われました。

4 児童福祉と少子化対策の動向

児童福祉・少子化対策分野については、平成 15 年(2003 年)7 月に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。これに基づき、市では地域における子育て支援、仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備を内容とする行動計画を作成し、取組みを進めています。

また、合計特殊出生率が下がり続けるという急速な少子化に対処するため、平成 15 年(2003 年)7 月「少子化社会対策基本法」が制定され、これに基づく施策の総合的な指針として、平成 16 年(2004 年)6 月には「少子化社会対策大綱」が発表されました。さらに国は平成 16 年(2004 年)12 月、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（「子ども・子育て応援プラン」）を策定し、若者の自立、働き方の見直し、地域の子育て支援について平成 21 年度(2009 年度)までの具体的な目標を提示して、施策を進めています。

一方、平成 16 年(2004 年)には「児童虐待の防止等に関する法律」と「児童福祉法」が改正され、児童虐待を含む第一義的な相談対応は市が担うこととなり、東京都は専門的な対応や後方支援を重点的に行うことで、児童虐待防止対策などの充実・強化が図られました。

5 障がい者福祉と障害者自立支援法の動向

障がい者分野については、平成 16 年(2004 年)6 月に「障害者基本法」が改正され、障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止などが新たに盛り込まれるとともに、市町村における障がい者のための基本的な計画「市町村障害者計画」の策定が義務づけられました。

平成 18 年(2006 年)4 月には「障害者自立支援法」が施行されました。この障害者自立支援法により、身体・知的・精神障がいの 3 つに分かれていた福祉サービスが一元化されるとともに、サービスの実施主体が市町村に一元化されました。さらに、複雑に分かれていた障害福祉サービスが新しいサービス体系に再編され、就労支援の抜本的な強化を図るとともに、利用したサービス量や所得に応じた利用者負担に変わりました（負担のあり方については今後、変更される可能性があります）。また、病院に入院したり、施設に入所する障がい者の「地域生活移行」を推進することが強化されています。

また、これまで法制度がなく、従来の施策では十分な対応がなされていなかった発達障

がい（注）について、平成16年(2006年)12月に「発達障害者支援法」が成立し、平成17年(2005年)4月に施行されました。

6 健康づくりと保健・医療制度の動向

（1）健康づくりの推進

市民の健康づくりにおいては、市民一人ひとりが主体となって自ら積極的に取り組むという意識が重要です。がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病を予防するには、健康診査受診による自己管理の徹底、偏った食生活や運動不足、喫煙、心の問題といった日々の生活習慣の改善が必要とされています。

国はこれまで、栄養や食生活、運動などについて具体的な目標を掲げて疾病を予防する一次予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進しており、平成15年(2003年)5月にはその法的基盤整理の観点から、「健康増進法」が施行されました。

平成17年(2005年)からの10か年戦略として、生活習慣病対策の推進と介護予防の推進を柱とした「健康フロンティア戦略」を推進しています。

また、同年4月には、日本内科学会などの8学会によって、「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」の定義と診断基準が示されました。今後、このメタボリックシンドロームの予防の重要性についての理解促進と健康診査などの充実が求められています。

（2）保健・医療制度の動向

国民医療費は近年、国民所得を上回る伸びを示しています。特に、人口の高齢化を反映して高齢者人口が増加しているため、老人医療費の伸びが大きくなっています。平成18年(2006年)6月に超高齢化社会の中でも持続可能な医療制度の構築に向けて、健康保険法が改正され、平成18年(2006年)10月から医療費の適正化を総合的に図るための医療制度改革が順次進められています。具体的には、国や都道府県での医療費適正化計画の策定、市町村での特定健康診査等実施計画の策定などが進められています。

高齢者医療制度については、平成20年(2008年)4月から「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」と名称が変わります。国及び都道府県は「医療適正化計画」の策定・評価、医療保険者は「特定健康診査・特定保健指導」の実施が義務づけられるとともに、新たな後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者の医療費に関わる財政調整制度の創設などの改革が始まります。

● (注) 発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障がい、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。言語発達の遅れやコミュニケーション障がいなどを伴うことがあります、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障がい（LD）や、注意力・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥多動性障がい（ADHD）など、障がいのある能力やその程度は非常に様々です。（参考：日本発達障害ネットワークホームページほか）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

(1) 地域の生活課題を解決するために

前章で述べたように、高齢者福祉分野では地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターを中心とする地域ケア体制の充実が進められ、障がい者福祉分野では病院や施設から地域生活への移行が重点的な課題となっており、また、児童福祉分野では地域での子育て支援の充実や児童虐待防止のネットワークづくりが進められています。

こうした地域重視の動向を踏まえて、高齢者・障がい者・児童という対象者別の福祉サービスという枠を超えて、障がいの有無や年齢に関わらずに、地域社会という視点から今日の福祉サービスを見直し、地域に生活する人々の生活上の課題を解決するために、社会福祉を再構築するものとして、「地域福祉」が注目されています。

(2) 共に支えあう心と行動を出発点とした地域社会づくり

地域社会は、お互いを思いやる気持ちとお互いを支えあう行動によって（助け合い）、社会としての機能を果たすことができます。この地域社会の根底にある「共に支えあう気持ち」を出発点として、地域社会における福祉サービスを充実させることが地域福祉計画の目的です。

(3) サービスの対象者と担い手

共に支えあう観点から見れば、市民はサービスを利用する側（対象者）に位置しているだけでなく、サービスを提供する側（提供者）にも位置しています。地域福祉とは、地域社会を基盤とした福祉サービスの受給と提供の仕組みであり、地域福祉計画とはその仕組みをつくり上げていく過程を計画として表現したものといえます。それゆえ、地域福祉計画は地域社会づくり（まちづくり）の計画でもあります。

地域保健福祉計画と対象者計画（高齢・障がい・児童）の違い

| | 地域保健福祉計画 | 高齢者保健福祉・介護保険事業計画 | 障がい者福祉計画 障害福祉計画 | 次世代育成支援行動計画 |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------|
| 福祉サービスの主な対象者 | 高齢者、障がい者、児童など含む全ての住民 | 高齢者、要支援要介護者 | 障がいのある人 | 児童、子育て家庭 |
| 福祉サービスの主な担い手 | 行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民組織などを含む全ての住民 | 行政、行政より委託または指定されたサービス事業者、NPOなど | 行政、行政より委託されたサービス事業者、NPOなど | 行政、保育所、幼稚園、子育て団体など |

2 将来目標（将来像）

小平市は目標年度（平成29年度（2017年度））までに実現を目指す地域福祉計画における将来目標（将来像・イメージ）を次のように設定します。

だれもが共に支えあい、健やかに、安心して暮らせる、心豊かな地域社会の実現

地域福祉とは「地域社会を基盤とした福祉」であり、どのような地域社会を創っていくのかということに他なりません。本計画では、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで健やかに生き、一人ひとりが共に地域社会を構成するかけがいのない人間として尊重し、共に助け合い支えあうことによって、安心して暮らせる、心暖まる豊かな地域社会の実現を目指します。

3 基本目標

将来目標（将来像）を明確にするとともに、その実現に向けた過程を評価できるように、基本目標（具体的な目標）を設定します。この基本目標に沿って地域福祉の諸活動を推進します。

（1）地域保健福祉活動の推進と連携

地域福祉は、「行政が市民に提供する福祉サービス」と一面的に理解すべきものではありません。市民は福祉サービスの受け手であると共に、その担い手であるところに地域福祉の最大の特徴があります。よって、行政によるサービスだけでなく、市民による福祉活動や各種団体などと連携を図り地域福祉を推進していく必要があります。

また、保健福祉分野だけでなく、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど他の生活関連分野との連携が必要になります。このように行政だけでなく、民間事業者、NPOなども含めて、関係者間の連携を強化していく必要があります。

（2）利用者本位のサービスの実現

福祉の制度やサービスの種類、サービスの提供主体から考えるのではなく、サービスを利用する人の立場に立って、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、適切なサービスの組み合わせが提供される体制を身近な地域で構築することが必要です。

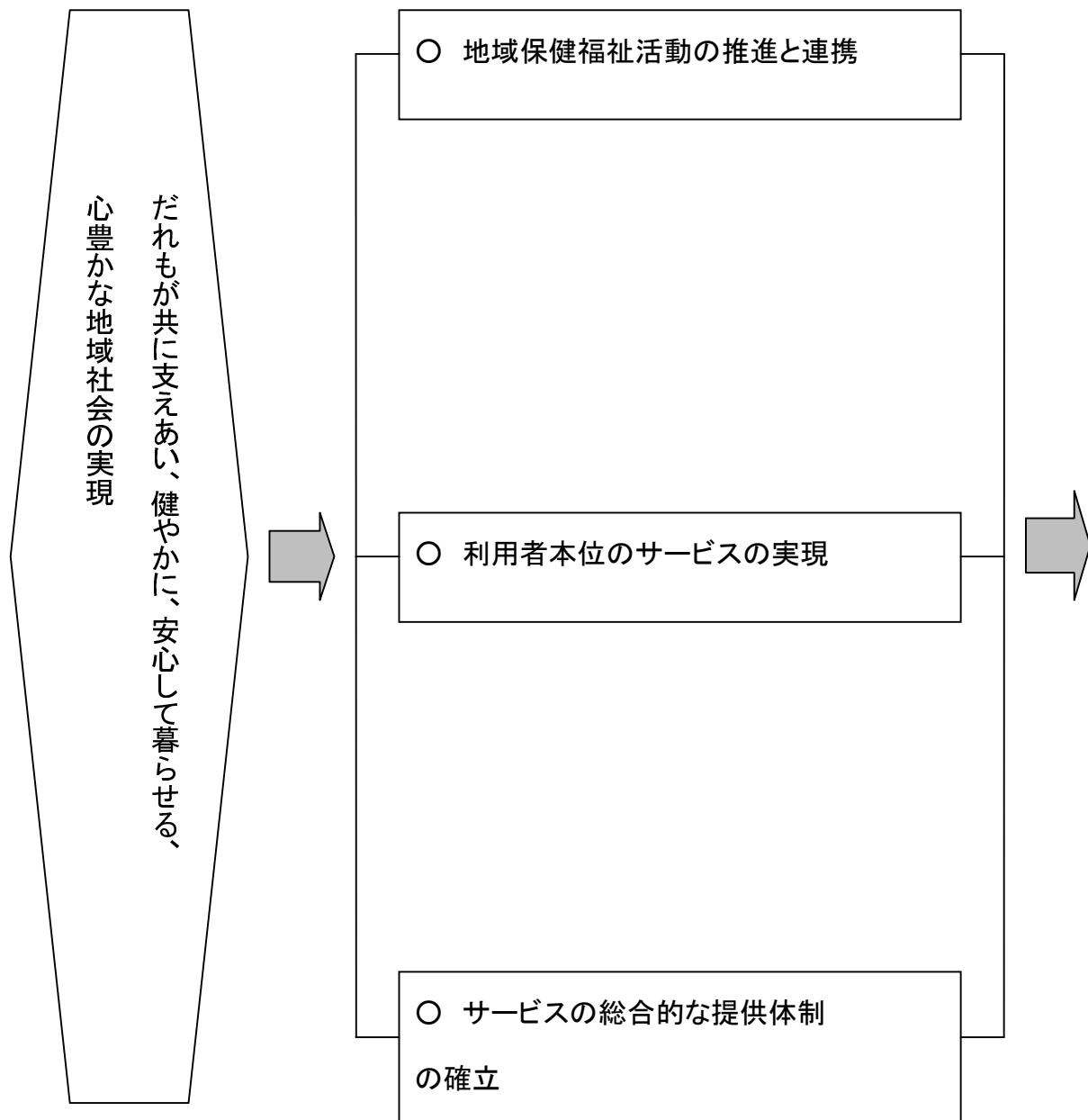
（3）サービスの総合的な提供体制の確立

生活課題のある人は、専門分化した単一のサービスによってその課題が解決されることは少なく、福祉・保健・医療などの分野にまたがる場合や、サービス実施主体も公共的なものから、民間サービス、近隣住民による助け合い活動など広範囲にわたる場合も少なくありません。このため、地域の身近なところで相談が受けられ、適切なサービスが受けられる体制を構築することが必要です。

小平市第三期地域保健福祉計画

将来目標

基本目標



施策体系



第4章 現状と課題

行政は多様な市民ニーズを的確に把握し、行政のみならずそれぞれの主体が連携しながら地域福祉を推進し、今後の地域保健福祉を再構築していくことが求められています。そのため、情報提供及び相談支援体制、保健福祉サービス、福祉のまちづくりと社会参加、福祉学習と福祉人材の育成、地域主体の福祉活動の各分野の現状を把握するとともに、今後の地域保健福祉のための課題を提起します。

1 情報提供及び相談支援体制の状況

(1) 情報提供体制

<現状>

○ 市報及びホームページの活用

地域福祉をはじめとした市からの情報提供については、市報や市ホームページにおいて、各種情報の発信を行うという体制をとっています。このような情報提供体制については、だれにでも分かりやすく情報を提供することを念頭に考えています。例えば、視覚障がいのある人に対しては、カセット広報やカセット議会報を作成し、必要な人の手元に確実に情報が届くようにするほか、公共施設に配置したり、ホームページには音声読み上げ機能などを導入しています。また、提供する情報の内容についても、できる限りわかりやすい表現を用いることに留意しています。

○ 市民への情報提供場所

市ホームページによる情報提供は、いつでも、だれでも、どこからでも接続することができるインターネットの特性から、幅広い層に情報を提供することが可能です。また、市報のほか、各種事業や制度についてお知らせするパンフレットなどについては、市役所の窓口をはじめとして、東部・西部市民センター、公民館などといった公共施設において配布を行っています。

<課題>

市民への情報提供体制に関する当面の課題としては、だれにでも分かりやすい表現による情報提供を行うこと、また市のホームページの内容の充実を図ることが必要です。

○ だれにでも分かりやすい表現による情報提供

情報提供の方法としては、主に視覚障がいや聴覚障がいのある人を対象とした点字、手話通訳、要約筆記、音声案内、S Pコード（注）などの情報伝達手段を効果的に用いることで、情報が伝達されないということを防ぐのは当然です。それとともに、市が発信する情報の内容が、だれにでも容易に理解できるような表現である必要があります。

●-----●
(注) S Pコード

文字情報を2次元のバーコードにしたもので、これを印刷して専用の読み取り装置にあてるとき音声で文字情報を読み上げます。これにより、視覚障がい者に音声で情報提供ができるようになります。現在は、金融機関が出す印刷物や病院の処方せん、宅配会社のメニューなどにS Pコードの添付がみられます。

○ 市のホームページの充実

現在、市ホームページでは地域福祉に関して、この「小平市地域保健福祉計画」や「高齢者のしおり」の内容などについて公表しているところですが、ホームページに掲載する内容や構成については、利用者である市民の目線に立って、絶えず検討を行い、さらに使いやすく充実させる必要があります。

（2）相談支援体制

＜現状＞

○ 市における相談支援体制

地域福祉に関するサービスを必要とする市民への相談支援体制については、福祉分野ごとに窓口を設置しており、内容、目的に応じて相談を受け付けています。

基本的にはそれぞれの窓口や、電話による相談となっていますが、必要に応じて市民の元に市の担当者が向き、直接相談を受け付ける体制もとっています。

○ 地域に密着した相談支援体制

市民からの相談を受け付ける窓口は、市役所や公的な関係施設に限りません。地域にある各種の保健福祉施設についても、相談窓口として機能しています。

また、民生委員・児童委員が地域に密着した活動を行っており、相談窓口として有効に機能しています。

＜課題＞

相談体制については、関係機関との連携を図り、市民の悩みについて気軽に相談でき、適切な指導・支援を効率的に提供できる相談窓口を整備する必要があります。

○ どこでも相談を受け付けることのできる仕組み

相談には、身近な地域に密着した窓口があることが、安心して暮らせる相談体制を考えます。地域に密着した相談支援体制は、だれもが健やかに、安心して暮らせる、心豊かな地域社会の実現のための重要な取組みであり、今後、相談窓口の充実を図ることが必要です。

○ どのような相談でも受け付けることのできる仕組み

近年、社会構造などの大きな変化の中で、市民のライフスタイルや価値観が多様化するなど地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。忙しい日々を送る中で、これまでには予想もつかなかった問題や困りごとなど、市民には多様な生活課題が生じています。そこで、このような多様な生活課題に対応できる相談体制を整備する必要があります。

2 保健福祉サービスの状況

(1) 福祉サービス

A 高齢者福祉・介護保険に対する福祉サービス

<現状>

高齢者福祉・介護保険に関する福祉サービスについては、平成18年3月に策定した「小平市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」に基づいたサービスを提供しています。具体的には、次のとおりです。

○ 事業の推進に向けた基盤整備

介護保険制度の改正の趣旨を踏まえ、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として地域包括支援センターを中心に据えた推進体制としました。

地域包括支援センターについては、市内を西圏域、中央西圏域、中央東圏域、東圏域の4圏域に分け、各圏域に1箇所ずつ設置しています。ここでは、保健・福祉・介護の専門職である保健師・社会福祉士・ケアマネジャーなどが中心となって、総合的な相談や介護予防のための各種事業を推進するなど、様々な支援の取組みを行っています。

また、高齢者が住みなれた地域や居宅でサービスを受けることのできる地域密着型サービスなどの基盤整備を進めています。

○ 支援体制の整備

介護保険制度の導入により、サービス事業者にNPOや株式会社など民間事業者の参入が進み、サービス供給主体が多様化しました。市では、サービスの質の向上を図るため、サービス事業者への支援体制を整えています。

<課題>

高齢者福祉・介護保険に関する福祉サービスについての課題としては、以下のことが考えられます。

○ 社会参加とネットワークづくり

地域でひとり暮らしをしている高齢者は、孤独感を感じ不安な思いを抱きながら生活している場合が少なくありません。そこで、普段から高齢者の家庭訪問事業を行っている民生委員・児童委員の協力も得て、ひとり暮らし高齢者を地域の中で支えあうためのネットワークづくりが必要です。

また、高齢者のうち、介護などの支援を必要としない元気な高齢者については、いきいきとした生活を送るために、学習機会や就労機会など社会参加が可能となる機会を確保することが必要です。

○ 支援体制・サービスの充実

高齢期を迎えるても、住みなれた地域の中で安心して日常生活が送れるようになるためには、高齢者の生活全般を支える相談窓口整備や権利擁護事業の普及など、地域ケア体制の充実を図っていくことが重要です。

また、市民の福祉ニーズに応じた保健福祉サービスを総合的、効果的に展開するためには、民間事業者などの参入を促し、サービス基盤の整備を進めるとともに、サービスの質の向上に努め、保健福祉サービスの充実を図る必要があります。

B 障がい者に対する福祉サービス

＜現状＞

障がい者に関する福祉サービスについては、平成19年(2007年)3月に策定した「小平市障害福祉計画(第一期)」及び、「小平市障がい者福祉計画」に基づいたサービスを提供しています。具体的には、次のとおりです。

○ 事業の推進に向けたサービス基盤整備

「小平市障害福祉計画(第一期)」の策定にあたっては、障害者自立支援法の制定により、身体、知的、精神のそれぞれの障がい者への基本的なサービスを共通の枠組みの中で利用できるようになったことが考慮されています。また、サービスの提供については、行政が提供するサービスの内容を決める「措置」から利用者とサービス提供者との「契約」による体制へ移行しており、自らサービスを選択して受けられるようになりました。

このほか、サービスの基盤については、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう 在宅サービスの基盤整備を進めています。

○ 支援体制の整備

障がいのある人の生活を支援するため、市では様々な施策を行っています。まず、障がいのある人の雇用を促進することを目的として、平成19年(2007年)5月より「小平市障がい者就労・生活支援センター ほっと」を小平みどり作業所内に開設し、相談や就労支援などを行い、自立と社会参加を応援する体制をとっています。また、障がい者の雇用を考えている企業・事業所への支援も行っています。

また、市では、小平市社会福祉協議会に委託して、平成19年(2007年)7月より「障がい者地域自立生活支援センター ひびき」を開設しました。ここでは、市内在住の障がい者とその家族が地域で安心して自分らしい生活を送れるように、相談支援や交流事業を行っています。

このほか、地域で自立して生活をしていくために、在宅福祉サービスの充実、移動手段の確保、グループホームの充実など、生活の質を高めていくための日中活動の場の提供を行うとともに、地域で障がい者を支えるための地域ネットワークの構築を図っています。

＜課題＞

障がい者に関する福祉サービスについての課題としては以下のことが考えられます。

○ 地域における相談・支援体制の整備

障がい者福祉計画の改定に当たり、市は障がい者の実態調査を行いました。障がいのある人の自己選択・自己決定が尊重され、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、それぞれのライフステージに応じて支援する仕組みづくりや介護保険制度との連携など、地域における相談・支援体制をさらに整備していくことが必要です。

○ 関係する機関との連携

現在、障がい者地域自立生活支援センターや地域生活支援センターなどを中心として、サービスの必要な人への情報提供や生活の相談に応じる体制をとっています。今後、「小平市障がい者地域自立支援協議会」(仮称)を設置して、障がいの種別を超えた相談支援を充実させ、福祉サービスが円滑に利用できるようにするために、サービスに関する各種の機関との連携を図っていく必要があります。

○ 障がいのある人が生きがいを持てるような社会の実現

障がいのある人が豊かな社会生活を送るためにには、生活を楽しく充実したものにするための支援も必要です。そのためには、外出支援を充実させるとともに、スポーツ・文化活動や生涯学習など様々な活動への参加の機会を提供していくことが必要になります。

C 子育て家庭・ひとり親家庭に対する福祉サービス

<現状>

子育て家庭に対しては、平成17年(2005年)3月に策定した「小平市次世代育成支援行動計画」に基づいたサービスを提供しています。この計画では、子育てに楽しさや喜びを感じ、子ども自身も健やかに、いきいきと成長していくことができる地域社会の実現を目指しています。また、ひとり親家庭に対するサービスについては、相談事業や資金貸付制度、医療費助成などの事業を行っています。

子どもを取り巻く環境をよりよくしていくためには、地域全体で子どもたちを見守っていく必要があります。このようなことから、市は地域、学校や教育委員会、警察などと連携を図り各種の対策を講じています。

<課題>

子育て家庭、ひとり親家庭に対するサービスについての課題としては、以下のことが考えられます。

○ これからの子育て支援のあり方

すべての子育て中の親が安心して子育てをすることができ、子育ての楽しさや喜びを子どもと共に感じることのできる地域社会が求められています。

これまでの子育て支援施策は、子育てと仕事の両立という観点からの支援が中心でしたが、これからは在宅で子育てを行っている家庭も含めて、すべての子育て家庭に対する支援が必要になります。

○ 地域における子育て支援の充実

地域においてだれもが安全で安心して子育てができるよう複雑化・多様化している子育て環境に的確に対応し、地域におけるサービスをさらに充実させていく必要があります。具体的には、地域の子育ての先輩など多様な社会資源を活用し、地域ぐるみでの子育て支援や、乳幼児期の育児に対する負担感や不安の軽減を図る必要があります。

○ ひとり親家庭に対する支援の充実

社会情勢の変化に伴い、ひとり親家庭の状況も複雑化・多様化しているため、個別のケースに応じた適切な情報提供や相談指導が求められています。今後も、ひとり親家庭の生

活の安定と自立を支援するため、きめの細かなサービスを提供していく必要があります。

D 低所得者などに対する福祉サービス

<現状>

地域の中には、高齢者、障がい者、児童及び子育て家庭（ひとり親家庭を含む。）以外にも、経済的な面など、生活上の困難を抱えて社会的支援を必要としている人々がいます。例えば、世帯の収入などが生活保護の水準にある低所得者や住む家を持たない路上生活者（ホームレス）の住民です。

○ 生活保護の状況

市では、実施している各種の施策の中で、その世帯の所得状況に応じた支援を取り入れていますが、このような支援策を活用した上でもさらに生活困窮が見られる市民に対しては、生活保護や地域の実情に応じた援護を実施しています。

生活保護の動向をみると、不況による失業率の上昇や高齢化の進行などの影響で、受給世帯や人員の急増した時期がしばらく続きましたが、近年は雇用情勢の回復などにより、微増ないしは横ばいの傾向にあります。

生活保護被保護世帯の推移

| 年 度 | 高齢者世 帯 | 母子世帯 | 傷病・障がい者世 帯 | その他の世帯 | 計 |
|-----------------------|-----------|------|---------------|--------|-------|
| 平成 16 年度 (2004 年度) | 624 | 116 | 635 | 170 | 1,545 |
| 平成 17 年度 (2005 年度) | 663 | 128 | 636 | 173 | 1,600 |
| 平成 18 年度 (2006 年度) | 671 | 125 | 618 | 167 | 1,581 |

また、生活保護の基準には該当しない、特定あるいは一時的な生活資金の困窮者に対しては、生活福祉資金などの公的貸付制度を紹介しています。

○ 路上生活者（ホームレス）対策の状況

路上生活者（ホームレス）に関して、国は、平成 14 年(2002 年)8 月の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行を受け、平成 15 年(2003 年)7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しました。その中で「ホームレスの多くは、都市公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所としての日常生活を送っており、地域社会とのあづれきが随所に生じている。現下の厳しい経済情勢の下、ホームレスに関する様々な問題は、今後、より一層深刻さを増すものと考えられる。」との見通しを示しています。

市としては、路上生活者(ホームレス)に対し、宿泊所の利用紹介などの支援策を講じているところです。

<課題>

低所得者などに対するサービスについての課題としては、制度の適正な運用を図る上で、いかに自立支援を行っていくのかということがあります。生活保護の受給者については、経済的給付に加えて効果的な自立・就労支援が、路上生活者（ホームレス）については社会的支援を行うとともに、新たなホームレスを生まない地域環境づくりが求められます。

E 地域福祉に関する福祉サービス

<現状>

地域福祉に関するサービスについては、「小平市新地域保健福祉計画」に基づいて提供しています。具体的には、以下のとおりです。

○ 福祉有償運送事業の状況

福祉有償運送事業とは、通院・通所などに際して公共交通機関を利用しての移動が困難な高齢者や障がい者などの会員を対象に、NPOなどが有償で行う移送サービスのことです。福祉有償運送については、平成18年(2006年)10月の道路運送法の改正によって許可制から登録制になっており、市が加入する多摩地域福祉有償運送運営協議会の協議を経て登録されるようになっています。現在、市内では4つのNPO法人が登録されて移送サービスを行っています。

○ 福祉サービス第三者評価の状況

福祉サービス第三者評価制度は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。これは利用者のサービス選択及び事業の透明性の確保、事業者のサービスの質の向上に向けた取組みを支援することを目的として行われているものであり、福祉サービスの利用者やその家族などがサービスを選択する際の目安となるほか、利用したい事業所の内容が把握でき、評価結果が一般に公表されるという取組みです。

○ 福祉サービス総合支援事業（成年後見制度・地域福祉権利擁護事業）の推進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分ではない人々のだれもが安心して福祉サービスを利用し生活していくためには、成年後見制度の活用や福祉サービスの利用援助が必要です。市では、小平市社会福祉協議会との協働により、地域福祉権利擁護事業を発展的に統合した福祉サービス総合支援事業を行っています。

福祉サービス総合支援事業の具体的な内容としては、判断能力が充分ではない方の日常的な金銭管理や大切な書類などの保管などの支援に関する（地域福祉権利擁護事業）、高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、契約などの意思決定が困難な方の権利や財産を保護するための仕組みである成年後見制度の利用に関する相談の受付、福祉サービスに関する利用者の疑問や苦情の受付とその解決に向けた支援となっています。

○ 社会を明るくする運動の実施

社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。小平市においては、小平市長が委員長を務める「“社会を明る

くする運動”小平市実施委員会」を設置し、青少年の健全育成を目的とした活動を展開しています。

<課題>

地域福祉に関するサービスは、だれもが「自立した生活」が送れることを目指しており、この視点からの支援策の充実が求められます。具体的な課題としては、以下のようなことが考えられます。

○ 総合的なサービス提供に対応するための体制づくり

現在のサービス提供体制は、高齢者・介護、障がい者、児童、健康という対象別・目的別になっています。利用者の視点から見ると、窓口が対象別・目的別になっているため、相互に関連する課題については総合的な解決が難しくなる場合もあると考えられます。そこで、今後は従来のような対象別・目的別の対応にとどまらず、利用者の利便を最優先に考えた相談機能を整備する必要があります。

また、窓口のみならずサービス提供自体についても総合的に提供する観点から、関係する施設との連携や医療機関とのネットワーク化が必要となります。

○ 利用者の苦情に対応するための体制づくり

現在、福祉サービス利用者の疑問や苦情の受け付けについては、福祉サービス総合支援事業の一環として行われています。しかし、受け付けた利用者からの苦情を公正・公平に解決してよりよいサービスを提供するためには、個々の施設や窓口における対応だけではなく、寄せられた苦情を市として組織的に解決する仕組みを整備する必要があります。

○ 福祉サービス第三者評価制度の活用

福祉サービス第三者評価の受審は、社会福祉法第78条第1項では福祉サービスの質の向上のための自己評価の実施等が努力義務と規定されており、福祉サービス第三者評価制度の活用として事業者の積極的な受審が必要となります。

(2) 保健サービス

<現状>

小平市は、市民の健康を守る中核施設として平成2年(1990年)11月から健康センターを設置しています。保健サービスについては、「母子保健法」、「健康増進法」、「がん対策基本法」、「小平市次世代育成支援行動計画」などに基づき、健康情報の提供をはじめ、乳幼児期から高齢期に対する各種健診及び各種がん検診、健康教室の開催や健康相談の充実など、市民のライフステージに応じたきめ細かな保健サービスを提供しています。

○ 母子に対する保健サービスの提供状況

母子に対する保健サービスとして、妊娠婦から乳幼児に対する各種訪問事業、各種健診、乳幼児の各種予防接種、健康相談、歯科や栄養に関する相談、親子教室などを行っています。

また、平成18年(2006年)4月から母子保健に関わる関係機関とのネットワーク事業を行っています。

○ 成人の健康増進に関する事業の状況

市民の健康づくりを推進するため、各種健(検)診・各種健康教室・健康相談を実施しています。平成18年(2006年)4月からは、生活習慣の改善と地域での自主的な健康づくり活動を継続することを目的とした、地域における健康づくり活動支援としての「地域づくり型ネットワーク事業」を行っています。また、「小平市健康フェスティバル」を開催し、健康づくりの普及啓発を図っています。

○ 医療体制の整備状況

市民が安心して医療を受けられる体制づくりは、この計画の将来目標の実現に当たって重要なことです。市では、応急診療として、小平市医師会で準夜帯及び休日応急診療を、小平市歯科医師会で休日応急診療を実施しているほか、平成15年(2003年)12月から歯科医療連携推進事業として「かかりつけ歯科医」の紹介を行っています。また、小平市薬剤師会では、医薬品などの正しい情報提供の場として、地域医療に貢献する「かかりつけ薬局」の普及・啓発を目的に、気軽に相談できる「薬事相談会」を実施しています。さらに、平成18年(2006年)3月には小平市医療機関マップを作成し、市民に配布しています。

○ 感染症対策の現状

予防接種法に基づき、定期予防接種を実施しています。市内医療機関のほか、12市の医療機関において、相互に予防接種の受け入れを行っています。また、平成13年度(2001年度)から高齢者のインフルエンザ予防接種を実施しています。

○ がん対策

がんの早期発見を目的として市民を対象に胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん及び乳がん検診を実施しています。市で実施するがん検診を受診して、精密検査が必要とされた市民に対して精密検査に要した費用について助成する制度があります。また、乳がん・子宮がんについての啓発として、リーフレットなどの作成、「女性の健康づくり講習会」の開催、健康フェスティバルでは、がん検診コーナーを設け、自己検診や乳がん検診の重要性について理解していただけるようPRを行っています。

<課題>

保健サービスに関する課題としては、以下のようなことが考えられます。

○ 母子における妊娠期からの健康づくり

妊娠期から乳幼児期にかけての不安の軽減や虐待予防を図り、地域においてだれもが安心して子育てできるような支援が必要です。

○ 食育・歯科保健に関する健康づくり

妊娠期から高齢期にわたる各ライフステージに応じた食育・歯科保健対策の充実が必要です。

○ 市民の主体的な健康づくり

健康を維持するためには、市民一人ひとりが主体となって自ら積極的に取り組むという意識が重要です。そのため、妊娠期から高齢期にわたる、あらゆる市民が自分の健康に関心を持ち、積極的に生涯にわたる健康づくりに取り組めるような施策が必要です。特に、若年層からの生活習慣病予防が重要です。

○ 保健サービスに係わる関係機関との連携体制づくり

保健サービスに関する各関係機関との連携を強化し、生涯を通じた健康づくりができるような取組みが必要です。

○ がん対策

がん対策基本法に基づき、がんの予防、がん検診の質の向上、がん検診の受診率の向上に向けた取組みが必要です。

○ 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ等の新たな感染症に対する取組みが必要です。

3 福祉のまちづくりと社会参加の状況

(1) 福祉のまちづくり

小平市では、**21世紀の高齢社会においても住みなれたまちにいつまでも安心して暮らしが続けられるように**という理念によって制定した小平市福祉のまちづくり条例に基づき、平成**12年(2000年)**9月に第一期の小平市福祉のまちづくり推進計画を策定しました。

また、平成**19年(2007年)**8月には、上記計画に続く「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」を策定し、これからの中長期の福祉のまちづくりを推進する上で、バリアフリー化を基本的な考え方として施策を推進しています。

<現状>

○ 総合的な整備の状況

福祉のまちづくりの施策の実施については、ハード面(建物・道路・公園など)の整備とソフト面(制度や仕組み・情報の発信・収集、意識や福祉教育の普及啓発など)の両面から総合的に推進しています。

○ バリアフリー化の状況

ハード面の整備としては、建物・道路・公園など円滑に移動しやすくするバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン（注）に配慮した整備を進めています。

○ 啓発活動の実施状況

ソフト面としては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発することや、地域での助け合いや人間関係づくりなどの支援を行っています。

<課題>

○ ハード面におけるバリアフリー化の推進

「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」による、不特定多数が集まる公共施設や鉄道駅など、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、全ての人が安全で安心して移動できる福祉のまちづくりを確実に推進実施していくことが必要です。

○ ソフト面におけるバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を広く周知し、浸透させることや心のバリアフリーについての啓発活動が必要です。このことにより、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、全ての市民にとって安全で安心して生活できる福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

○ 移動制約者への支援

障がいのある人や高齢者など、移動制約のある人に対して移動支援をしていくことが必要です。

●-----●
（注）ユニバーサルデザイン

障がいの有無や、文化・言語・年齢・性別・能力などの差異に関わらず、誰もが簡単・快適に利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を言います。障がいのある人や高齢者などにとっての障壁（バリア）を取り除いたバリアフリーデザインをさらに発展させ、はじめから全ての人が共用できるように意図して考案・設計されたデザインのことを指しています。

(2) 高齢者や障がい者などの社会参加

<現状>

この計画の基本理念の一つに、「ノーマライゼーションの理念」があります。ノーマライゼーションを基本とした福祉のまちづくりは、高齢者であるから、障がいがあるからということで、自由にまちに出かけたり、社会参加をする機会を失うことのないまちづくりです。

小平市における高齢者や障がい者などの社会参加の状況は、以下のとおりです。

○ 高齢者の社会参加の状況

市は、高齢者の社会参加を促進するため、地域と連携して閉じこもりの発見や防止に努めています。また、地域活動やボランティア活動、高齢クラブ、生きがい菜園などへの積極的な参加を促すほか、福祉社会館や高齢者館(ほのぼの館・さわやか館)などを設置し、高齢者の生きがいづくりのための支援を行っています。

○ 障がい者の社会参加の状況

市は、障がい者の社会参加を促進するため、関係機関と連携の上、障がいの程度や状況に応じて地域社会との接点を増やしていくための交流の場（障がいのある人もない人も参加できるイベントの開催など）を提供するように努めています。

また、学校教育を修了した障がい者の進路対策として、学校とも連携して支援対策を講じています。

<課題>

高齢者や障がい者などの社会参加に関しては、以下のような課題があります。

○ だれでも気軽に参加できる社会に向けての仕組みの充実

ノーマライゼーションを基本とした福祉のまちづくりを進めるに当たっては、高齢者だから、障がいがあるから参加できないということのないような社会参加システムを推進する必要があります。

そのためには、就労支援活動、地域活動、学習活動、趣味活動（スポーツ、レクリエーション）などを通して積極的に社会活動に参加できる環境を整備するだけでなく、だれでも気軽に参加できる仕組みを充実させるとともに、地域で閉じこもりなどの問題を防止するための見守り支援を行う体制づくりが必要です。

また、移動が困難な高齢者や障がい者などに関しては、福祉有償運送事業が行われているところですが、移動を容易にする交通手段をさらに充実させる必要があります。

○ 関係する機関との連携強化

高齢者や障がい者の就労の促進については、市のほかに公共職業安定所（ハローワーク）などの就労関係機関と連携して支援策を講じる必要があります。

4 福祉学習と福祉人材の育成の状況

(1) 福祉学習

<現状>

地域福祉は特定の市民の問題ではなく、あらゆる市民に共通した問題です。そこで、学校における福祉学習を通して、豊かな心を育む子どもを育成することにより、福祉のまちづくりの実現を目指しています。

市では、福祉のまちづくりの一環として市内の児童・生徒に対して福祉に対する発達段階に応じた教育を実施し、小さい頃からの福祉への理解の定着を図っています。

○ 市が実施している事業の状況

市教育委員会では、福祉読本「ともにいきるまち小平」を作成し、市立小学校4年生全員に無償で配布しています。また、市立中学校（平成20年（2008年）4月から）の各図書館などに40冊を備え、積極的な福祉教育を推進しています。

○ 社会福祉協議会が実施している事業の状況

小平市社会福祉協議会では、学校教育の場における福祉教育と連動した事業を実施しています。

具体的には、小中学校の「総合的な学習の時間」に対応し、点字や手話学習、ガイドヘルプ、車いすや高齢者擬似体験など、障がい者交流を含めた福祉体験を実施しているほか、地域活動やボランティア活動の担い手を育てるために、小学校5年生を対象とした子どもボランティアスクールを行っています。

<課題>

○ 福祉への理解促進

福祉学習に関する課題としては、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが福祉への理解を深めてもらう必要があります。

○ 福祉学習機会の拡充

児童・生徒への福祉教育の推進とともに、成人にも福祉に関する成人講座を定期的に開催し、福祉学習の機会を充実して広く市民に対して提供する必要があります。

(2) 福祉ボランティアの育成

<現状>

今日、市民によるボランティア活動や市民活動での主体的な参加は地域福祉を担いつつあります。これから地域福祉を進めるに当たっては、市民の主体的な活動の支援や参加機会を促進することにより地域社会における支援の輪を広げることが期待されます。

○ 市が実施している事業の状況

市は、「小平市障がい者福祉計画」に基づき、障がい者の日常生活を支援するボランティアの育成を行っています。

○ 社会福祉協議会が実施している事業の状況

小平市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを運営し、ボランティアに関する相談や情報提供、講座・研修の開催、市民活動団体への支援などを実施しています。

また、定年退職者などの中高年に対して、地域活動参加への働きかけや情報提供を推進しています。

<課題>

福祉ボランティアの育成に関する課題としては、以下のとおりです。

○ ボランティアセンターの機能向上

ボランティアに関する相談や情報提供など、小平市社会福祉協議会が実施しているボランティアセンターでは、多岐にわたる事業が行われています。今後は、事業を充実させることはもとより、市民に対して幅広くボランティアセンターの機能を周知する必要があります。

また、これまでボランティア団体と行政が連携して地域福祉を担うことが考えられてきましたが、これからはボランティア団体同士の連携についても促進し、地域福祉の輪を広げる必要があります。

○ 新たな人材の活用

地域の中には様々な市民が暮らしており、地域の中で専門的な資格を持っている市民も少なくありません。しかし、その資格がボランティアなどへの参加という形で必ずしも活かされていない現状があるので、地域の中の潜在的人材の掘り起こしが必要になります。

そのためには、ボランティア活動などをはじめとした身近な地域で参加できる地域活動に関して、活動への参加のきっかけをつくることが必要です。

また、いわゆる「団塊の世代」が高齢者となり、地域活動の担い手として期待されています。今後はこのような人々を対象とした地域活動推進体制を整備するとともに、その指導者としての地域活動リーダーを養成する体制づくりが必要です。

(3) 福祉人材の育成

<現状>

福祉に関する人材は、地域福祉を支えるためには必要不可欠の存在です。市では、単に人材を確保することだけにとどまらず、積極的に人材の育成を進めています。

○ ケアマネジャーの養成

ケアマネジャーは、介護サービスの利用者の立場に立って、可能な限りその人らしい生活を送れるように支援していくため、ケアプランの作成をはじめとした介護支援サービス(ケアマネジメント)を行うという、重要な役割を担っています。

そのため、介護支援専門員には、**5年**に一度、資格更新をするための研修の受講が義務付けられています。また、市では、介護支援専門員に対し、対人援助指導の専門家と職員からなる指導チームが、具体的なケアプラン事例調査及び指導並びにケアプラン作成技術向上のための支援を行い、ケアプランやそれに基づく介護サービスの質の向上を図っています。

○ 手話通訳者の養成

市では、手話通訳者を養成するための講習会を開催し、聴覚障がい者と聴者との意思疎通を円滑にすることを図っています。また、講習会の通訳クラス受講者のうち、講習会終了後に行う通訳者登録試験の合格者を市の手話登録者とし、必要に応じて各種事業への派遣を行っています。

○ 学校支援ボランティアの養成

学校支援ボランティアは、教科学習の補助や校外学習の引率などの学習支援、登下校時の子どもの安全確保や花壇・芝生の手入れなどの環境支援、本の整理・修理、読み聞かせなどの活動をしており、いまや学校支援ボランティア抜きでは、学校運営は語れないほどになっています。

市教育委員会では、東京都の補助を活用し、二中地区4校をモデル校として、平成**14年度**(2002年度)から**16年度**(2004年度)までの**3年間**で、学校を会場に数多くの学校支援ボランティア養成講座を開催いたしました。平成**17年度**(2005年度)以降も市の単独事業として事業を継続しており、平成**18年度**(2006年度)は、延べ**45,000**人程のボランティアが活動し、全校に広まっています。

<課題>

福祉人材に関しては、人材の育成や確保の面で、以下のような課題があります。

○ 良質なサービス提供のための人材の育成・確保

地域保健福祉に関しては、近年制度の多様化・複雑化が顕著に見られるようになっており、専門職員に要求される知識・技術が高度化しています。また、サービスを担う事業者・施設が急増しているため、質の高いサービスを提供するための人材の確保や人材育成が必要です。

○ 地域に適合した人材の育成・確保

地域での活動に際しては、その地域独自のニーズと実情を踏まえた活動が求められます。そこで、地域内でこのような福祉活動に従事する人材の確保や、その育成が必要になります。

5 地域による福祉活動の状況

地域福祉の担い手としては、行政だけではなく、小平市社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとした数々の団体・組織が活躍しています。

(1) 小平市社会福祉協議会の活動

<現状>

社会福祉協議会は、社会福祉法第 **109** 条に規定されている地域福祉の推進機関であり、市民のだれもが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進し、社会福祉を目的とする事業者や活動を行う者が参加している幅広い組織となっています。

小平市社会福祉協議会は、市民や事業所、福祉施設、団体の参加と協力により、以下のような取組みを進めています。

小平市社会福祉協議会では、地域における利用者本位の福祉サービスの促進、地域に根ざした総合的な支援体制の推進、福祉ニーズに基づく新たな事業への取組みを実施しています。主な仕事としては、生活福祉資金の貸付、相談事業や団体助成事業、福祉サービス総合支援事業、交流広場の運営、共同募金の実施などがあります。

<課題>

小平市社会福祉協議会は、これまで地域住民や社会福祉法人、ボランティア団体などと連携して活動してきた実績と歴史があることから、今後も地域に密着した活動を充実させることや、ボランティアの育成と派遣調整、コーディネートならびに利用者の権利擁護事業などの活動が求められています。

(2) 民生委員・児童委員の活動

<現状>

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣によって委嘱されている地域の社会福祉の奉仕者で、任期は**3** 年です。民生委員・児童委員は、児童福祉法による児童委員を兼務することとなっています。

現在、小平市では定数 **133** 名が民生委員・児童委員に委嘱されており、委員のうちの **12** 名は児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」として、地区担当の民生委員・児童委員と協力し合って児童福祉問題を取り組んでいます。また、市が依頼する社会調査や各種施策に協力をするため、市は民生委員・児童委員を行政協力委員として「社会福祉協力委員」に委嘱しています。

民生委員・児童委員は、高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護、児童福祉、子育て支援に関する相談や助言指導のほか、要援護者(高齢者など)調査の実施や敬老祝金の配布、各種行事への協力を通じて福祉事務所や児童相談所などの社会福祉関係機関と連携を図り、行政施策の実現に協力しています。

<課題>

民生委員・児童委員制度は、その源と言われる済世顧問制度より**90**数年という長い歴史を持つ制度であり、地域に根ざした福祉活動を展開してきた実績と歴史があることから、今後も地域のための活動を充実させることが求められています。

(3) NPO、ボランティア団体など

<現状>

NPOやボランティア団体などは、近年サービスの提供主体として成長し、地域福祉の推進に大きく寄与しています。平成**18**年(**2006**年)**10**月**1**日現在、市内にはNPOなどを含め**180**団体に及ぶ市民活動団体が活動しています。そのうち、保健、医療または福祉の増進を図る活動を行う団体は**71**団体、子どもの健全育成を図る活動団体は**71**団体になっています。

市は、在宅福祉を支えている家事・介護援助サービスについて、多種・多様化する市民のニーズに応えるため、民間の有償家事・介護援助サービス団体に対する補助事業を実施しています。また、小平市社会福祉協議会では、市民主体のまちづくりの視点から、NPO団体やボランティアによる市民活動の支援ならびにそれら団体の協働によるまちづくりの創造に取り組んでいます。

<課題>

NPO、ボランティア団体などの活動を取り巻く課題としては、以下のようなことが考えられます。

○ 団体の体制・仕組みの充実

小平市における、個々のNPOやボランティア団体は、地域福祉を担う存在になりつつありますが、引き続き地域保健福祉を継続的に実践するため、地域で活動しているNPOやボランティアの連絡調整、情報発信などを担う中間支援組織を充実させる必要があります。それとともに、現在中間支援センター的役割を担う小平市社会福祉協議会ボランティアセンターの機能の再確認と強化を図り、まとめ役、相談役に関する体制を充実する必要があります。また、新たに地域活動を始めた個人の活動を支援するための仕組みが必要です。

○ 行政との連携、行政による支援の必要性

地域保健福祉を安定的に実施するためには、上記のまとめ役や相談役に関する体制整備のほか、行政と地域活動のパイプ役としての役割が求められます。また、市としては、NPOなど地域活動団体に対しての活動支援策の充実が必要です。

(4) 災害時の要援護者の支援

<現状>

災害が発生した時、自分自身で適切な行動をとることが困難な高齢者、障がい者などの災害時要援護者が安心して暮らすことができる地域社会の形成を図る必要があります。そのため、市は「小平市災害時要援護者防災行動マニュアル」を策定し、組織的に体制を整えています。

現在、「小平市地域防災計画」の見直し作業中であり、それに併せて「小平市災害時要援護者防災行動マニュアル」の見直しを行う予定です。

<課題>

○ 地域の要援護者の把握と安否確認

災害時に援護を必要とする高齢者・障がい者などの把握が全国各地で課題となっていますが、個人のプライバシーの問題もあり、なかなか進まない状況があります。平成 19 年(2007 年)3 月に発生した能登半島地震の際に、石川県門前町の民生委員 8 人が「高齢者等要援護者マップ」を活用して、地震発生から 4 時間 20 分で約 3,700 人の高齢者全員の安否確認を完了したことが複数の新聞に掲載されました。地震など災害発生の場合、要援護者の安否確認を行うことは必要で、だれがどのように行うか、名簿はどうするかなどをあらかじめ決めておくことが必要です。

○ 災害情報の伝達と避難誘導への協力

災害時要援護者に対し、迅速・適切に災害情報を伝え、避難誘導をだれがどのように行うか、地域社会で決めておく必要があります。また、その決められた役割をそれぞれがきちんと果たすことができるよう、日頃の地域活動などを通じて交流を深めるとともに定期的な防災訓練によって協力体制の強化を図ることが重要です。

○ 避難所生活での協力・助け合い

災害が発生した場合、避難所での生活が長期化する可能性もあり、避難所での住民相互の協力や助け合いが重要です。また、避難者の状況に合わせた支援が必要です。

○ 災害時ボランティアの体制の整備

災害発生時における災害時要援護者を支援するためのボランティアの受け入れ体制についても、協力体制を整備することが必要です。特に、市は「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を結んでいる小平市社会福祉協議会との日常的な協力体制のあり方について整備が望まれます。

第2部 施策の方向性・推進体制

第1章 情報提供及び相談支援体制の充実

1 利用者への情報提供体制の充実

＜方向性＞

◆様々な生活課題を抱える市民が、必要な情報を容易に入手できる仕組みづくり

様々なコミュニケーション手段を通して、高齢者や若者、様々な障がいのある人、子育て中のなどにとって、生活に必要な情報が市及び関係者から提供され、利用者が「いつでも、どこでも、より簡単に正確に」必要な情報を入手することができるよう、利用者本位の情報提供の仕組みを目指します。

インターネットや広報紙などに掲載する保健や福祉に関わる制度やサービスなどの情報について、利用したいと思う人がその情報を簡単に入手できるとともに、わかりやすく表現して情報の内容を十分理解できるように、日常的に情報提供の内容を工夫していきます。

様々な心身の状態や生活状態にある人が、必要な情報を入手できるように、インターネットなどの電子媒体、市広報やパンフレットなどの紙媒体、点字、要約筆記、音声（テープ）、手話など多様な情報媒体やコミュニケーション手段を活用して、情報提供手段の多様化を進めます。

＜施策の展開＞

1) 総合的な情報提供の充実

市のホームページや「こだいら市民便利帳」など、市政全般にわたる情報提供の充実を図ります。特に、様々な生活課題を抱えた市民が、自分の必要とする情報をより簡単に見つけられるように、検索機能の強化など市のホームページの充実を図ります。

2) 市民の生活課題に対応した情報提供（利用者に分かりやすい情報提供）

市民の生活課題の視点で情報提供のあり方を絶えず見直し、市民が理解しやすい情報提供ができるように、引き続き情報提供のあり方を工夫していきます。

3) 行政の情報と各種団体の情報の連携、ネットワーク化

保健福祉については、小平市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者や障がい者の団体、子育てグループ、民間福祉サービス事業者など、各種団体が様々な活動を展開しています。こうした各種団体と情報の連携（情報交換）を適宜行なながらネットワーク化を推進していきます。

2 相談支援体制の充実

<方向性>

◆必要な相談が身近な場所で相談できる体制づくり

様々な生活課題のある市民が、必要な相談を受けることのできる総合的かつ体系的な相談支援体制を推進していきます。

日常的に身近な地域で気軽に相談できる体制づくりを目指すとともに、関連団体などの連携や相談体制を構築していきます。

<施策の展開>

1) 窓口相談体制の整備

各相談窓口では、市民の多様な生活課題に対応できるためにも、相談者の生活全体の状況を捉えた相談支援のできる体制を充実していきます。

また、専門性の高い相談支援機能を充実するだけでなく、どの窓口でも適切な対応がとれるように、保健福祉を中心とした広範囲な知識を持って対応できる体制を整備し、関係各課との連携体制を充実していきます。

2) 身近な地域での相談体制の整備

市民が生活する身近な地域で気軽に相談を受けられるように、市の保健福祉の施設、民生委員・児童委員、権利擁護事業などの各種相談事業を実施する小平市社会福祉協議会、介護保険関係施設、障がい者関係施設、保育・子育て関係施設などとの連携を図っていきます。

また、それぞれの施設などの相談担当者や民生委員・児童委員が、様々な相談に対応できるように情報提供を図っていきます。

第2章 保健福祉サービスの充実

1 サービスの質の向上と権利擁護体制の充実

<方向性>

◆地域で安心して生活できるように、在宅サービスの質の向上と権利擁護体制の充実

様々な生活課題のある市民が、地域社会の中で安心して生活していくためには、在宅サービスの質の向上とともに、虐待や詐欺などの権利侵害を防止する体制の整備が必要です。

そのため、高齢者・障がい者・児童を含めた在宅サービスに対する苦情対応体制の充実を図るとともに、日常的にサービスの質の向上を図る仕組みの充実を図ります。また、虐待や権利侵害を防ぐために、関係団体や地域住民との連携・協力によって、早期発見・早期対応・早期解決の仕組みづくりを推進します。

<施策の展開>

1) 「福祉サービス第三者評価」の普及

福祉サービスの質の向上について、サービス利用者からの意見や苦情を誠実に受け止めながら、サービス事業者が自ら努力するとともに、東京都が認定した福祉サービス第三者評価機関による「福祉サービス第三者評価」を推進していきます。

2) 苦情対応の充実

介護保険制度で提供される福祉サービス内容や事業者・施設などに関する利用者からの苦情・相談に応じた窓口として、福祉サービス総合支援事業をはじめ地域包括支援センターや関連各課と連携し、市民サービスの向上に向けて窓口を充実していきます。

3) 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の推進

都道府県社会福祉協議会では平成11年(1999年)10月以降、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が充分ではない人に対して、福祉サービスの利用援助を行う「地域福祉権利擁護事業」を実施しています。今後も、この事業を小平市社会福祉協議会においても推進していきます。

権利擁護に関わる制度として改正民法に基づく成年後見制度がありますが、これについても、小平市社会福祉協議会に「権利擁護センターこだいら」を設置し、利用促進を進めています。

4) 虐待防止の仕組みづくり

高齢者、障がい者、児童などに対する虐待を防止するため、市役所、福祉サービス事業者など関係機関の連携を強化するとともに、地域住民による見守り体制の充実を図っていきます。

2 福祉施策の充実

A 高齢者・要介護者に対する福祉施策の充実

<方向性>

◆地域で安心してサービスを受けられ、安心して生活できる福祉サービスの充実

元気な高齢者から要介護状態にある高齢者まで、地域でいきいきと安心して暮らすことができるよう、高齢者の自主的な社会活動や生きがい活動を促進するとともに、健康の維持と介護予防活動の推進など、地域ケア体制の充実を進めていきます。

<施策の展開>

1) 生きがいのある、住みよい地域生活の実現に向けた支援

高齢者が生きがいを持って生活していくような住みよい地域生活の実現に向けて、社会活動への支援、スポーツや生涯学習への支援、また就労支援などを進めていきます。

2) 健康状態の維持・改善や介護予防事業の推進

健康の維持・改善のために、保健サービスの充実、介護予防の推進を図っていきます。

3) 住みなれた地域での生活を支える地域密着型サービスなどの充実

介護予防重視型システムの確立に向けて、介護予防給付、地域支援事業の充実を図るとともに、住みなれた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの整備を推進していきます。

4) 地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の充実

住みなれた地域での生活を支えるため、4つの日常生活圏域ごとの地域包括支援センターにおいて、介護予防・要介護者への支援や相談など地域ケア体制を充実していきます。

5) 思いやりのある地域社会の実現

高齢社会の中では、元気な高齢者や虚弱な高齢者、経済的に裕福な高齢者や恵まれない高齢者など、健康状態や経済面での違いが顕在化していますが、こうした中にあっても、思いやりのある地域社会の実現に向けて、見守り体制の充実、ボランティア活動の育成・支援、地域との交流などを進めています。

B 障がい者に対する福祉施策の充実

<方向性>

◆「健康で快適、自由で自立した生活の向上」、「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」

障がいの種類や程度に関わらず、全ての障がいのある人が自由にサービスを選択し、自分らしく生きることができるように、福祉サービス基盤の整備や相談支援体制の充実を図ります。また、こうした支援を地域社会の取組みとして進めることを通して、だれもが共に生きる地域社会を目指します。

<施策の展開>

1) 入所施設等から地域生活への移行の推進

入所施設からグループホームやケアホーム等の自立した地域生活への移行を進めていきます。

2) 就労支援の充実

就労支援センターの整備などにより、障がい者の福祉的就労から一般就労への移行を支援していきます。

3) 福祉サービス提供基盤の整備と日中活動の場の確保

障がい者が希望する日中活動系サービスを受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく福祉サービス提供基盤の整備を進めていきます。

4) 相談支援体制の充実

障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援や情報提供を行うとともに、地域の中で生活していくための支援を、地域や関係機関などと連携して見守りなど支援体制の充実を図っていきます。

5) 地域での自立生活を営む人への支援体制の整備

地域での生活を望む障がいのある人が自立した生活を営めるよう、住まいの確保や外出支援サービスの充実なども含めて生活支援体制を整備していきます。

6) 特別支援教育の推進

障がいのある、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援をしていきます。

C 子育て支援の充実

<方向性>

◆安心して子育てができる、子育て家庭への支援と地域づくり

子どもが健やかに育つために子どもの教育環境や地域環境を整備するとともに、子育て中の家庭への支援の充実など、行政や関係機関だけでなく地域社会の活動としても実施できる地域づくりを目指します。

<施策の展開>

1) 地域における子育て支援サービス、保育サービスの充実

子育て支援サービスについては子ども家庭支援センターを中心として、地域における子どもと子育て家庭に対する様々な事業を展開していきます。また、様々な保育ニーズに対応して、保育施設などのサービスの提供体制を整備するとともに、一時保育・病後児保育などの多様な保育サービスの充実を図っていきます。

2) 地域と連携した児童虐待防止対策

児童虐待の早期発見や早期対応、防止に向けて、子ども家庭支援センターが中心となり、地域の保健・医療・福祉・教育などの各関係機関や地域住民と連携を図り、ネットワーク機能の充実を図っていきます。

3) 子どもや母親の健康の確保、小児医療の充実、食育の推進、児童の健全育成

子どもや母親の健康の確保のための各種の健診、小児救急医療の充実、家庭、保育所や学校における食育の推進など、安心して子育てができる環境整備を推進していきます。

4) 子育てが安全・安心にできる環境づくり

子どもが地域で安全・安心して生活できる遊び場や道路交通環境の整備、また子どもを犯罪から守るため、学校や地域住民と連携した活動を促進していきます。

D 低所得者対策の充実

<方向性>

◆生活に困窮したときでも、安心して生活するための相談や支援体制の充実

我が国において、貧困層の生活を支える最後の「セーフティーネット」は生活保護制度であると言われています。また、今日、生活保護の受給者の多くは障がいや疾病のある方と高齢者と言われています。

様々な原因により困窮した生活を余儀なくされている人々に対して、憲法第25条の理念に基づき最低生活の保障を行うもの（「健康で文化的な最低限度の生活」を満たすもの）が生活保護制度で、「自立の助長」も法の目的の一つになっており、「自立支援プログラム」の作成と実践が各地で開始されています。

市民が様々な原因で生活保護水準の貧困な生活を送らざるを得なくなったときに、生活保護制度をセーフティーネットとしながら、生活自立に向けた相談と支援の体制を構築していきます。

<施策の展開>

1) 低所得者の生活自立への支援

福祉事務所としての連携を強化し、自立支援プログラムの作成や実践なども含めて、低所得者層の生活自立への支援を進めます。

3 保健・医療の充実

<方向性>

◆すべての市民が健康で安心して生活できる保健サービスの充実

すべての市民が健康で健やかに過ごすことができるよう、家庭や地域での健康づくりを進めます。

一人ひとりが健康への関心を持ち、健康づくりを楽しみながら継続することができるよう、健康づくりや環境づくりを推進していきます。

<施策の展開>

1) 健康づくりのための地域のネットワークづくり

生涯を通じた健康づくりが推進できるように、地域で自主的に健康づくり活動を継続するためのネットワーク化を進めています。

2) 新生児や妊産婦のいる家庭への訪問指導

安心して子育てができるように、妊娠期からの育児不安の軽減や虐待予防に重点をおいた新生児・妊産婦のいる家庭への訪問指導を実施していきます。

3) 家庭や地域での食育の推進

健康で長生きできるように、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、すべてのライフステージにおいての食育を推進していきます。

4) 家庭や地域での歯科保健対策の充実

健康を維持するためには歯の健康が大事であり、今後も市民を対象に歯科健康診査の実施や歯科保健の普及・啓発を推進し、すべてのライフステージにおいて、歯科保健対策の充実を図っていきます。

5) 若年層に対する生活習慣病等予防対策の充実

若年層からの生活習慣病の人が増え、予防対策として健康診査、健康教室・健康相談の充実を図っていきます。また、健康づくりに関する情報提供を充実していきます。

6) がん対策

がんの予防及び早期発見のために、がん及びがん検診に関する情報提供を充実していきます。また、がん検診の充実を図っていきます。

7) 新型インフルエンザ対策

国、東京都及び医師会などの各関係機関と連携を強化し、新型インフルエンザ等の新たな感染症対策への取組みを進めます。

8) 保健・医療・福祉・教育の各関係機関との連携強化

市民の健康の保持増進のため、保健・医療・福祉・教育に携わる行政機関や民間の機関などとの連携を強化していきます。

9) 健康日本21の健康増進の推進

市民の健康増進、疾病予防及び生活の質の向上を図るため、「健康日本21」に基づき健康増進を推進していきます。

第3章 福祉のまちづくりと社会参加の促進

1 福祉のまちづくり

<方向性>

◆ユニバーサルデザインを基本とした、バリアのない住みやすいまちづくりの推進

平成19年(2007年)8月に「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。この計画に基づき、「だれもが住みよいまち“こだいら”」の実現に向けて、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、すべての市民が、自由にまちへ出ることができ、自由に社会参加のできるまちづくりを目標に、ハード面とソフト面の両面にわたるバリアフリー化を進めます。また、ユニバーサルデザインの考え方を事業者だけでなく、多くの市民が理解し協働して推進できるように啓発活動を続けていきます。

<施策の展開>

1) 公共施設・道路や公園などハード面のバリアフリー化の推進

ハード面のバリアフリー化は、ユニバーサルデザインを基本にバリアフリー化を推進し、安全で安心して生活できる福祉のまちづくりを実施していきます。

2) 居住環境のバリアフリー化

公共施設・道路や公園などのバリアフリー化だけでなく、地域の環境を含めたバリアフリー化や、ユニバーサルデザインを基本に地域の特性を活かした福祉のまちづくりを推進していきます。

3) 心のバリアフリー化

障がいのある人や高齢者に対する誤解や無理解、差別や偏見などが未だに存在しており、それが障がいのある人や高齢者の社会参加を妨げていることがあり、このようなバリアを解消するために、啓発活動や当事者との交流を積極的に行っていきます。

4) 移動制約者への支援

公共交通などの利用が困難な移動制約者に対し、福祉有償運送を推進するとともに、移動支援を総合的に検討していきます。

2 高齢者・障がい者などの社会参加と交流

<方向性>

◆高齢者や障がい者などが自立・支えあい・思いやりにより社会参加しやすい仕組みづくり

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、市民だれでもが、希望すれば地域活動、就労活動、学習活動、趣味やスポーツ・レクリエーション活動など多種多様な社会活動に参加できる環境の整備を図っていきます。

<施策の展開>

1) 高齢者や障がい者の就労支援

ハローワークやシルバー人材センター、障がい者就労支援センターと連携・協力して、高齢者や障がい者の就労を支援します。高齢者・障がい者の雇用について民間企業などに働きかけを強化していきます。

2) 地域活動や生涯学習活動への参加促進

だれもが参加できる場を確保するとともに、地域活動や生涯学習活動への高齢者・障がい者の参加を促進していきます。

3) 高齢者や障がい者自身の学習活動等の支援と交流

高齢者や障がい者が自主的に行う学習活動などを支援します。また、障がいのある人との交流、高齢者と子どもの交流を促進するイベントなどを支援していきます。

4) スポーツ・レクリエーション活動の支援

高齢者や障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動へ参加しやすいうように支援を行っていきます。

第4章 福祉学習と福祉人材の育成

1 福祉学習の推進

<方向性>

◆共に生き・助け合う地域社会を目指して、支えあいの心を育てる福祉学習の推進

市民が互いに助け合う地域社会の形成を目指して、他人を思いやる心、助け合う心を幼い頃から育成することが重要です。

そのため、各家庭に向けた啓発や福祉情報の提供、学校教育における福祉教育、生涯学習における福祉講座の開設などを進めます。また、介助を必要とする高齢者や障がい者との交流や介助体験なども含めて体験型学習の充実を、小平市社会福祉協議会と連携・協力して、進めていきます。

<施策の展開>

1) 学校教育における福祉教育の推進

市教育委員会は小平市社会福祉協議会とともに、小学校で「ともに生きるまち小平」(小平市教育委員会編)などの福祉読本を活用した授業を実施します。また、小平市社会福祉協議会と連携・協力を図り、地域の各ボランティア団体と連携し、教員向けの福祉体験研修の実施や、児童・生徒の福祉体験の授業を推進するなど、小・中学校での福祉教育の充実を進めています。

2) 生涯学習における福祉講座の開設

市や各種団体が実施している生涯学習講座の中に、福祉の講座を開設するように働きかけ、地域における福祉学習の充実を図っていきます。

3) 家庭や地域に向けた福祉情報の提供

市民が福祉について関心を高めることができるように、家庭や地域に向けた市の広報や福祉関係のニュースやパンフレットなどの情報提供を充実していきます。

4) 高齢者や障がい者との交流の促進、福祉イベントの開催支援

高齢者と児童・生徒の交流、障がい者と児童・生徒との交流などを促進するとともに、福祉についても身近に感じられる学びの機会を、地域で実施されている福祉イベントや各種の地域のまつりなどを活用して支援していきます。

2 ボランティア活動の促進

<方向性>

◆地域での助け合いなども含めたボランティア活動の普及と団体の育成・支援

市民の福祉の心・助け合いの精神から生まれたボランティア活動が推進され、サポートを必要とする人に役立つものとして展開されていくように、小平市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア活動及び団体の育成を図っていきます。

<施策の展開>

1) ボランティア団体、NPOの育成・支援

市においては、地域をフィールドに実践する子どもボランティアスクールを開催し、子どもの頃からのボランティア育成に、小平市社会福祉協議会とともに力を入れてきました。

こうした子どもの頃からのボランティア活動の体験を基礎に、また、地域での助け合い活動の中で醸成された助け合いの精神と行動を土壤として、様々なボランティア活動が始まることが期待されます。そうしたボランティア活動が量的にも質的にも発展し定着する過程を、小平市社会福祉協議会とともに支援し、育成していきます。

2) ボランティア活動に参加しやすい仕組みづくり、体験できる環境の整備

これから「団塊の世代」が定年退職の時期を迎えます。この世代の豊富な経験や専門的技術を活かしたボランティア活動の場を提供できる仕組みづくりを、現在のボランティア登録制度の見直し（小平市社会福祉協議会で実施）も含めて検討していきます。

3) ボランティアセンターの機能拡充

小平市社会福祉協議会はボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に参加したい人とボランティア活動をしてもらいたい人をつなげる場として、また、ボランティアをしている者同士の交流を促進していきます。

今後は、より多様な分野のボランティアやNPOとの連携を深めながら、従来の分野別の福祉だけではない幅広い活動を支援できるようにその機能の拡充を図っていきます。

3 福祉人材の育成

<方向性>

◆利用者が安心するサービスを提供できる福祉人材の育成・確保

地域での福祉活動を担う人材をできるだけ多く育成することとともに、利用者が安心してサービスを受けられるように、質の高いサービスを提供できる知識と技能とモラルを持った福祉人材の確保を目指していきます。

<施策の展開>

1) 幅広い福祉人材の育成、コミュニティリーダーの育成など

地域福祉活動などを担う人材を幅広く育成するため、小平市社会福祉協議会、市内の大学、福祉関連施設などと連携・協力を得ながら、研修プログラムの開発と研修の実施を検討していきます。

2) 専門的な福祉人材の育成・確保

市民に福祉サービスを提供している福祉サービス事業者に対して、専門知識と技能と高いモラルを持った人材確保の重要性を訴えるとともに、人材育成・確保についての情報を適宜提供していきます。

第5章 地域による福祉活動の促進

1 地域による福祉活動の促進

<方向性>

◆近隣住民による見守り活動や市民団体による主体的な福祉活動の促進

近隣住民を中心とした地域見守り活動や、民生委員・児童委員、小平市社会福祉協議会、NPOなどによる福祉活動、地域活動の活発化を促進し、生活課題を解決できる地域社会の力の向上を促進していきます。

<施策の展開>

1) 近隣住民を主体とした地域での見守り活動・助け合い活動の促進

近年、一人暮らし高齢者や障がい者、高齢者のみ世帯、昼間独居の高齢者、ひとり親家庭、閉じこもりの若者などが増加し、見守りや何らかの手助けを必要とする人々が増加しています。

こうした家庭にいる人々に何か異変が起こった場合、隣近所の人がその異変に気付き関係機関に連絡すれば大事に至らないですむことが少なくありません。近隣住民による見守り活動を地域社会の仕組みとして構築していきます。

2) 犯罪から子どもたちを守るための地域での見守り活動の促進

幼児や児童が犯罪に巻き込まれる事件が全国各地で起こっており、子どもたちを犯罪から守るための地域住民による活動が全国各地で始まっています。市においても、学校やPTAなどと協力・連携して、子どもたちを犯罪から守る活動を促進していきます。

3) 民生委員・児童委員を中心とした地域での福祉活動の促進

民生委員制度は平成19年(2007年)で創設90周年を迎えた歴史のある制度です。今日、民生委員・児童委員は、住民の自宅を訪問し社会福祉に関する相談・支援活動を福祉事務所や児童相談所との連携の中で展開しています。また、高齢者や子育て中の親たちの交流の場をつくるなど地域福祉活動を推進しています。今後も、こうした民生委員・児童委員の活動を促進し支援していきます。

4) 社会福祉協議会を中心とした小地域福祉活動などの促進

小平市社会福祉協議会では、主体的な市民活動の推進という立場から、小地域の福祉活動を推進しており、「第二次小平市地域福祉活動計画」(平成16年(2004年)3月策定)では、前計画で目標に掲げた『市内6エリア全域における小地域ネットワーク事業の展開』は既に完了しており、現在では、地域センターを中心とする地域や学校区をベースとした小地域ネットワークが展開されています。特に、『ほのぼのひろば』は、地域のボランティアや民生委員・児童委員が主体となって、地域主体のサービスとして定着、広がりをみせています。こうした小平市社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク事業を支援

していきます。

5) N P Oなど地域団体の福祉活動の促進

N P Oなど地域団体は福祉活動を始めとした様々な活動を地域で展開しています。こうした団体による福祉活動を支援していきます。

2 災害時要援護者への支援

<方向性>

◆地域における安全体制の確保

災害時に援護が必要な人々に対する支援を行うため、「小平市地域防災計画」に基づき、正確な情報伝達と迅速な避難・誘導が実施できるような体制づくりを進めていきます。

<施策の展開>

1) 防災知識の普及・啓発、「災害時要援護者防災行動マニュアル」の見直し

寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者などの災害時要援護者やその介護者を対象とした「災害時要援護者防災行動マニュアル」を見直し、防災知識等の普及啓発に努めます。

2) 地域における防災訓練の充実

地域住民の協力を得て、要援護者及び支援者等を含めた防災訓練を実施するなど、防災訓練の充実を図っていきます。

3) 要援護者支援のネットワークの形成

災害時において、要援護者が適切な行動をとることができるように、自主防災組織、民生委員・児童委員、近隣住民などによるネットワークを形成し、要援護者情報の伝達・共有化、安否確認、避難誘導、救出・救護などの支援体制を整えます。ネットワークの形成にあたっては、災害時要援護者のプライバシーに十分配慮します。

4) 社会福祉施設などの安全確保

各社会福祉施設での自衛消防訓練や防災訓練を促進するとともに、社会福祉施設と周辺地域の事業所や自治会等との連携強化を促進します。また、施設相互間の災害時応援協定等の締結を促進していきます。

5) 要援護者への避難支援プランの作成

要援護者への避難支援プランの作成にあたっては、災害時要援護者に対する支援策として、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、要援護者情報の収集・共有の方法、避難準備情報などの発令・伝達、支援体制などについて、早急に検討して作成します。

3 地域の生活課題を解決できる地域社会づくり

<方向性>

◆地域の生活課題を解決できる地域社会の形成

日常的な見守り活動や地域福祉活動を通した住民相互の連帯感の醸成は、災害発生時における住民の助け合い活動の円滑な進展につながるとともに、地域社会の課題解決能力の向上を進めます。

<施策の展開>

1) 地域での見守り活動などの福祉活動や防災活動等による連帯感の醸成

要援護者に対する近隣住民を主体とした地域見守り活動や助け合い活動が進むにつれて、顔と名前を知ることから始まり、近隣住民による地域防災活動も住民相互の連帯感が醸成されていきます。こうした活動が相互に連携し結合していく中で、市は、住民の結びつきを強めるための情報提供や協力関係を築いていきます。

2) 地域の生活課題を解決できる地域力の向上

地域の様々な生活課題を解決していくためには、地域住民自身が解決するための行動力をつけていく必要があります。地域の生活課題を近隣住民同士で話し合い、課題を解決できる力を持つことなど、地域の力が発揮できる社会を構築するための仕組みづくりを地域と協働して検討していきます。

第6章 計画推進体制の整備

1 市民と行政の連携・協働による推進

(1) 市民の参加と協働による地域福祉の推進

ノーマライゼーションの普及・啓発を推進すると共に、計画づくりの段階からの市民参加、事業の実施段階での市民参加など、市民一人ひとりの参画と協力による地域福祉を推進していきます。特に、近隣住民を主体とした地域での見守り活動や助け合い活動への多くの市民の参加を進めています。

地域福祉計画では、これまで以上に、市民の活動に対する期待が強くなっています。市民・行政・社会福祉事業者の役割の再検討を進めながら、連携を強化していくことが重要です。

<地域福祉の推進で期待される役割>

① 地域福祉における市民の役割

地域福祉では、市民は福祉サービスの対象であるばかりでなく、福祉サービスの担い手でもあります。行政に対して、福祉サービスの拡充を要求したり・計画に意見を述べるだけの市民ではなく、市民一人ひとりが、それぞれの地域において見守り活動や相互の助け合い活動、ボランティア活動などの福祉活動に参加し行動する主体としての役割が期待されています。

特に、現状では、行政サービス（制度的サービス）や民間福祉事業者のサービスが及ばない「狭間」にあって、必要性はあっても提供されないサービスがあれば、その狭間を市民の連帶した力で埋めていくことも期待されています。

② 地域福祉における行政の役割

地域福祉では、行政は福祉サービスの直接的な提供者であるだけでなく、市民と福祉事業者の間に立って、利用者に福祉サービスが適切に提供されているか、福祉事業が適切に運営されているか、福祉制度全体が適切に運営されているかなどを監督する役割が重要になります。また、地域における市民主体の自立的な福祉活動を促進し、支援していく役割も重要です。

特に、高齢者に対する福祉サービス、障がい者に対する福祉サービス、児童及び子育て家庭に対する福祉サービスなどを断面的に捉えるのではなく、家庭及び地域社会の視点で総合的に捉え、適切に統合していくことが求められます。

③ 地域福祉における社会福祉事業者などの役割

社会福祉事業者やNPOなどは、専門的な知識と行動力を有する地域福祉の担い手として、市民の福祉ニーズを的確に把握し、利用者に最適・最良のサービスを提供するとともに、福祉事業の事業体（経営体）として持続し発展していくことが期待されます。

特に、小平市社会福祉協議会や民生委員・児童委員などでは、地域住民の参加と協力を

より一層拡大していくことが期待されます。

(2) 福祉活動団体やサービス事業者との連携・情報ネットワーク化の推進

NPO・ボランティア団体・サービス事業者との連携を進めて、利用者に最新・最適な情報を提供できるように、情報ネットワーク化を進めていきます。

特に、地域で行われている市民の草の根活動、小地域活動などのボランティア活動から福祉施設や民間事業者が行っている地域活動も含めて、地域福祉に関わる情報を収集して各団体に提供することで、市内各地域での福祉活動の推進を図っていきます。

2 行政と関係機関の連携強化

(1) 高齢者福祉、障がい者福祉、次世代育成等の関係機関の連携強化

地域福祉に深く関係する高齢者福祉、障がい者福祉、次世代育成や特別支援教育を推進する市教育委員会などの市役所内の担当部課の連絡、調整及び関連機関の情報交換と連携・協力を強化していきます。

(2) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携強化

地域福祉活動を推進する中軸的な存在である小平市社会福祉協議会の役割は、今後ますます重要になっていきます。また、民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手であるとともに、住民の自宅を訪問し潜在的な福祉ニーズを発見する地域福祉の中核的な担い手でもあります。こうした小平市社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携を強化していきます。

3 計画の進行管理と評価

(1) 計画の進行管理と評価

市では、今回策定した「小平市第三期地域保健福祉計画」と関連の個別計画を策定している課と今回の計画策定の関連課で構成する「地域保健福祉計画推進会議」を設置し、関連課との連携を密にして個別計画の進捗状況を評価し、計画の進行管理を行っていくとともに、その結果など「地域保健福祉計画推進会議」の内容について情報公開を行っていきます。

<関連課>

〈市民生活部：防災安全課〉

〈次世代育成部：児童課・青少年男女平等課・保育課〉

〈健康福祉部：高齢者福祉課・介護福祉課・障害者福祉課・生活福祉課・健康課〉

〈都市開発部：まちづくり課・都市開発部参事（公共交通）〉

〈教育部：指導課〉

(2) 計画の見直し

本計画を推進していく上で、社会情勢の変化、福祉制度の変更など、国・都の動向や市民ニーズなどの変化を把握しながら、適宜計画の見直しを行っていきます。